

日本近代体育の思想と実践（3）

保健体育科教育教室 入江克己

はじめに

明治20年代の「有為ナル人物」論や形式主義化した開発主義教育論に対する批判、さらにはそれらの批判的土壌のうえに展開された活動主義体育論、体育振興論、兵式体操批判、個性主義体育論、自動主義体育論等は明治30年代を迎えるに至ってさらなる展開を見せている。

本論稿では、それらの思想の展開過程を次の諸点について考察することにした。

- (1) 明治30年代における帝国主義的体育政策とその論理（大隈内閣、久保田文相の体育政策論）。
- (2) 明治30年代における体育の実態。
- (3) 「体操遊戯取調委員会」、「文部・陸軍合同調査会」の実践史的役割とその体育論。
- (4) ヘルバルト派教育論の特徴とその限界。
- (5) 明治30年代におけるヘルバルト派教育論批判とその展開過程。

3. 明治30年代の帝国主義的体育政策と活動主義体育論の展開

1. 帝国主義的体育政策と体育の近代化

(1) 大隈内閣の成立と体育振興策

明治31年1月に発足した第三次伊藤内閣は、同年6月に退りぞき、代って進歩党と自由党が合同した憲政党を基盤に大隈内閣が成立し、文相には尾崎行雄が就任した。この大隈内閣は、日清戦争後のわが国を近代的な帝国主義的国家へと再編することを目ざし、そのための帝国主義的な市場分割競争に耐えうる国民資質、すなわち、「人物」の養成を主眼に、憲法擁護、政党内閣の樹立、自治制の発達をかけたとともに、その条件として教育の合理化・近代化を推し進めていった。

こうした政策視点は、伊藤内閣以後、一般的なものとなっていったが、日露関係の危機を背景に、体育政策においても体育の振興、ならびに合理化は動かしがたい歴史的、かつ国家的な要求となっていた。

例えば、明治31年1月に貴族院議員の小沢武雄、辻新次、久保田譲、衆議院議員の石塚重平、波多野伝三郎、中島又五郎等が議会に対して、「体育奨励ニ関スル建議理由書」を提出している。

同建議理由書は、体育を「第一 大体上」、「第二 教育上」、「第三 軍事上」、「第四 殖産上」、「第五 衛生上」、「第六 風俗上」、「第七 内外比較上」の観点から、次のように述べている。

体育奨励ニ関スル建議理由書

第一 大体上

身体健康ニシテ、心志剛強ナルハ、百般事物ノ根本ナリ。国家文運ノ発達事業ノ進歩ハ、皆国民全般ナル体格ト剛強ナル心志トニ基カザルハナシ。是レ体育ノ智育ト相伴ハザル可カラザル所以ナリ。然ルニ現時ノ教育ハ、能ク兩者相伴フヤ否ヤ。又我國民全般ノ体育ハ、果シテ完全ナリヤ否ヤハ、実ニ今日ノ疑問ナリ。之ヲ實際ニ徴スルニ國民ノ体力漸ク孱弱ニ赴カントスルハ、事實ナルガ如シ。若シ今日ニ於テ遠大ナル計画ヲ設ケ、体育ノ普及ヲ図ルニ非ズバ、遂ニ救済ノ道ナキニ至ラム。是レ國家大体上体育奨励ノ一日モ忽ニス可カラザル所以ナリ。

第二 教育上

各官立府県立諸学校ノ数既ニ二万五千アリ。其課程中各体操科ノ設アリ。随ヒテ之ニ要スル多数ノ体操科教員ヲ如何ニシテ供給スベキカ。文部省ハ、嘗テ体操伝習所ヲ設ケ、体操教員ヲ養成セシモ数年ニシテ廃止シ、今ヤ教員養成ノ道ナシ、文運ノ旺盛ナルニ随ヒ、就学者大ニ増加シ、学校モ亦之ニ伴ヒテ増加スル時ニ當リ、此ノ如ク体操科教員養成ノ道ナクシテ漸次教員ノ缺乏ヲ加フルトキハ、如何ニシテ体育ヲ発達セシムベキカ。是レ教育上体育奨励ノ一日モ忽ニス可カラザル所以ナリ。

第三 軍事上

宇内今日ノ形勢タル生存競争ノ風年ヲ逐ヒテ、其度ヲ進メ、弱肉強食ノ実到ル處ニ之ヲ見ル。目下軍備ノ拡張ヲ要スルハ、此緩急ニ備ヘムガ為ナリ。然ルニ軍備ノ要素ニシテ護国ノ大任ヲ荷フモノハ、軍隊ナリ。而シテ其軍隊ノ兵士ハ、國民ノ壮丁ヲ徵発スル者ナリ。故ニ國民体育ノ発達十分ナラズンバ、徵発セラルト壮丁ノ体格亦完全ナラズシテ其数ハ、定員ニ満ルモ實力ハ、年ヲ追ヒテ減縮セム。實力減縮セバ、氣象如何ニ勇猛ナルモ、技術如何ニ精熟ナルモ、強健ナル他ノ壮丁ニ一步ヲ讓ルニ至ルヤ必セリ。是レ軍事上体育奨励ノ一日モ忽ニス可カラザル所以ナリ。

第四 殖産上

國家富盛ノ根本ハ、殖産興業ノ隆興ニ在リ、而シテ産業隆興ノ基礎ハ、國民ガ強壯ノ体軀ト進取ノ氣象トニ在リ。若シ國民ノ体軀尪弱氣象柔惰ナラムカ。如何ニシテカ産業ヲ興隆スルヲ得ム。産業隆興ナラズンバ、如何ニシテカ國家ヲ富盛ニスルヲ得ム。抑モ実業ニ従事スルモノハ、困難ヲ忍ビ、労働ニ耐ヘ以テ春耕秋獲ノ術ヲ勉メザル可カラズ。況ンヤ我が國日々ニ版図ヲ拡張スル時ニ當リ、或ハ南海ノ炎熱ヲ凌ギ、或ハ北池ニ沍寒ヲ冒シ開拓ノ事業ハ全クス可キナリ。然ルニ國民ノ体軀劣弱ナルトキハ、善良ノ計画ヲモ遂行スル道ナク夥多ノ資本ヲモ使用スル術ナキニ至ラム。是レ殖産興業上一日モ体育ノ忽ニスベカラザル所以ナリ。

第五 衛生上

又國家ノ内憂外患ヲ予防スルヤ、陸海軍ノ備アリ。人民ノ炎害罪犯ヲ予防スルヤ警察ノ設アリ。而シテ人生最重要ナル生命ヲ障害セントスル疾病ハ、其既発ノ後医薬救済ノ道アルモ、予メ之ヲ未然ニ防ク可キ体操保護ノ事未ダ完全ナラズ。是レ衛生上体育奨励ノ一日モ忽ニス可カラザル所以ナリ。

第六 風俗上

又体育ノ振否ハ、風俗習慣ニ重大ノ關係アリ。然ルニ本邦從來ノ遊戯ハ、室内柔弱ノ者多クシテ、勇壯ナル者稀ナク。随テ風俗因循ニ流レ、習慣固陋ニ陥リ、進取活達ノ精神ニ乏シク、其極柔弱ノ風ヲ馴到シ、滯靡ノ俗ヲ養成シ、遂ニ國家ノ元氣ヲ喪失スルニ足ラム。然ルニ世ニ体育ヲ奨励スルハ、慷慨頑陋ノ徒ヲ喚起シ、禍乱ノ端ヲ啓ク者ナリト排斥スル論者アリ。是レ大ナル謬見ナリ。蓋シ頑陋ノ徒ハ、多ク柔弱滯靡ナル風俗ヨリ激成スル者ニシテ、決シテ活達進取ノ習慣ヨリ起ル者ニ非ラザルナリ。是レ風俗習慣上、体育ヲ奨励セザル可カラザル所以ナリ。

第七 内外比較上

外国現今ノ景況ヲ通觀スルニ国民挙テ体育ニ熱心シ、政府モ亦大ニ之ヲ保護ス。而シテ其然ル所以ノモノハ、富国強兵ノ源ヲ一ニ体育ニ在リト為シ、汲々トシテ体軀ヲ強壯ナラシムルニ勉メ、体操ニ射撃ニ奨励補助至ラザルナキナリ。故ニ其体操場ノ盛大ナル射撃會ノ夥多ナル實ニ驚歎ニ堪ヘザルナリ。欧米人ノ身体ノ長大且壯健ナル必ズシモ人種ノ異同ノミニ由ラザルヲ知ル可シ。欧米既ニ此ノ如シ。豈独我邦ノミ悠々閑過ス可ケムヤ。是レ内外比較上体育奨励ノ一日モ忽ニス可カラザル所以ナリ。

そして、最後にこう結んでいる。

「以上論ズルガ如ク国家ノ大体上ヨリスルモ軍事教育、及衛生上ヨリスルモ、若クハ殖産興業上ヨリスルモ風俗改良上ヨリスルモ將タ内外比較上ヨリスルモ、体育奨励ノ緊要ナル事彰明顯著ナル者アリ。故ニ政府ハ、一日モ速ニ大ニ体育ヲ奨励セザルベカラザルノ責任アリ。然ルニ軍備拡張ト云ヒ、諸政ノ發達ト云ヒ、国庫ノ負擔年ヲ逐ヒ増加スル今日ニ於テハ、特ニ鉅額ノ支出ヲ為シ、自ラ体育ノ事業ヲ行ハム事遽カニ望ムベキニ非ズ。因テ現存ノ日本体育會ヲ利用シ、之ニ相當ノ補助金ヲ與ヘテ其事業ヲ拡張セシメ、併テ体育奨励ノ意ヲ示スベシ。政府体育ニ重キヲ置クノ意此ノ如クシテ、事実上ニ發顕セバ国民歴然トシテ風ニ嚮ヒ、体育ノ普及応サニ数年ヲ出ザルベシ。果シテ此ノ如クナルトキハ、国庫ノ支出ハ、僅少ニシテ其実効ハ著大ナラム。是レ固ヨリ一箇ノ私立団体ヲ保庇スルニ非ズ。實ニ之ヲ利用シテ以テ皇国四千餘萬人ノ体育ヲ奨励スル所以ナリ。」⁹⁾

この建議案は、同年5月23日の第12議会で可決されたが、建議案の提出説明に当って後の文相久保田譲は、次のような演説をしている。

「抑々富国強兵ト云フコトハ、立国ノ要義デアリマシテ時ノ古今ヲ問ハズ、国ノ東西ヲ論ゼズ、昔カラ今日ニ至ルマデ、又西洋デモ東洋デモ經世家ガ一般ニ唱ヘル所ノ事柄デアリマス。(中略)兵備ト云ヒ実業ト云ヒ或ハ、教育ト云ヒ皆人デ行レルコトデアッテ總テ此人ニ基クコトデ人ノ身体ニ基クコトデアリマシテ即チ人ノ身体ハ、百事ノ根原ニナル所ノモノデアル。所謂国家富強ノ根原ハ、国民ノ壯健ナル事ニ在リト云フコトガアリマス。サウ云フノハ、實ニ格言デアッテ毫モ疑ヲ容レヌコトデアル。即チ各国欧米文明ノ諸強國ニ於テ競ッテ体育ヲ奨励スル次第デアリマス。今ヤ我國ハ。戦後ノ経営ヲ為スニ當テ、軍備、実業、教育杯ノコトニ汲々トシテ世界ノ競争場裡ニ立テ世界各国ト駢馳セントスル時デアリマシテ、大ニ此体育ヲ奨励シテ富強ヲ図リ、国民ノ身体ヲシテ欧米各國ノ人ト均シク………欧米人ヨリモ一層強壯健康ナラシムルコトハ、實ニ焦眉ノ急デアラウト存ジマスル。(中略)国民体格ノ有様ト云フモノハ、不幸ニモ實ニ悲シムベキ慨クベキ情況ニ至ッテ居ルト言ハナケレバナラス。兵士ハ益々増加シテ体格ハ、愈々減却ヲ致シ、智育ハ益々進歩シテ体力ハ、益々衰弱ヲ致シ兵備ト教育ト云フモノト、此國民ノ体格ト云フモノハ、恰モ逆比例ニナッテ居ルヤウナ次第デゴザイマス。實ニ是レハ、国家ノ大患デアッテ今ニ於テ之ヲ救フト云フ策ヲ講ジマセヌケレバ、異日臍ヲ嚙ムト云フコトノ悔ガアルト云フコトハ、免レヌ次第デアラウト思フ。ソレ德斯ノ如キ事実ヲ發見シ、斯ノ如キ情勢タルコトヲ洞察致シマシタル以上ハ、政府ハ、速ニ且ツアラユル手段方法ヲ以テ是ガ救済ノ途ヲ講ジナケレバナリマセヌ。」⁹⁾

こうした国民体力の低下に対する切迫した危機感は、何も政策主体にのみ指摘されるものではなかった。明治31年9月19日から26日にわたって開催された全国尋常中学校長会議は、「国家ハ国民ノ体格ヲ鍛鍊スル為メニ一層中学校生徒ノ体育ヲ奨励スルノ必要アリト認ム故ニ文部當局者ハ精密ニ調査シテ適當ノ制度ヲ定メラレンコトヲ望ム¹⁰⁾」との「体育法建議案」を採択しているが、同建議案は、具体的に次の事項をあげている。

- 「第一条 国民ノ体格ヲ鍛錬スル為メニ全国普通学校ノ生徒ヲ悉ク軍隊ニ組織スル事
 第二条 中学校生徒ノ訓練ハ毎日二時間トシ陸軍士官若シクハ下士官ヲシテ之ヲ訓練セシムル事
 第三条 毎月一回若クハ二回陸軍将校ヲ検閲官トシテ中学生徒ノ訓練ヲ検閲セシムル事
 第四条 中学生徒第五年ノ学年末ニ於テ検閲官臨場シテ嚴重ニ之ヲ試験シ及第スル者ハ直チニ予備下士官ノ適任証書ヲ附與スル事

但シ学校ノ訓練ヲ以テ訓練習熟セザル者ハ六ヶ月乃至一ケ年間陸軍々隊ニ入ラシムベシ

- 第五条 小学校ニ於テモ亦タ児童ヲ軍隊ニ組織シ嚴重ニ之ヲ訓練シ其体操科ノ卒業ニ於テ優等証書ヲ得タル者ニハ陸軍兵役ニ於テ一ケ年若クハ二ケ年ニテ帰休セシムル事

- 第六条 毎年春秋二期ニ於テ同日一斉ニ全国普通学校生徒ノ大演習ヲ施行スル事

- 第七条 体育法実施ニ要スル費用ハ総テ国庫ヨリ支弁スル事

〔9〕

また、『教育時論』も「中学校と体操時間^{〔9〕}（明治32年）」「国民遊戯教育を奨励すべし^{〔7〕}（明治32年）」「国民の体力の漸減^{〔9〕}（明治32年）」「強健なる国民を造る法^{〔9〕}（明治33年）」「大に散歩を奨励すべし^{〔1〕}（明治33年）」「学生元氣振興の策^{〔1〕}（明治33年）」等を「時事寓感」、あるいは「社説」に掲げて、体育の振興を訴えている。その中の時事寓感「強健なる国民を造る法」は、次のように主張している。

「体育の必要は、三尺の童子と雖も皆之を知れり。然れども、如何なる方法によりて、之を成功せんかに就きては、説を立つるもの少し。体育といへば、必人の聯想する所の、擊劍も可ならん。柔術も可ならん、ベースボールも可ならん。漕艇も可ならん。されども、体育の方法は、之に盡くるにあらず。学校の体育とて、此等の技芸を、奨励すれば足るといふべき者にあらず。否此等の技芸も、価値あるには相違なしといへども、其の中或は現代国民の嗜好に適ざるものあり、尠からぬ費用を要するものあり、且又少年に適して老者に適せず、男子に適して、婦人に適せざるものあり、されば此等の技芸の奨励、固より可なりと雖も、今に方りては一層実行し易き方法を以て、国民一般をして、自らは此等の技芸を能くせずとも、之を観ることを好むに至らしめ、遊戯好きといふ一の氣風を養成するを要し、而して先、屋外に出て、市街郊野を散歩するを、一の業務と心得るに、至らしむるを第一とす。これ最効果あり、最、行はれ易きものなり。我が国人の如く、終日屋内に蟄居するが如き風は、欧米諸国には、絶えて無しといふ。而して、其の奨励法としては、必先今の公園を改善し、其の数を増し、以て共同遊戯所に適せしめざるべからず。現時の公園は、規模狭少、設備不完全にして、到底公園たる実なきが故に、其の用為さざるなり。上野公園の如き、全国屈指の者なりと雖も之に遊ぶものを以て、目を楽しむべきものは固より、共同腰掛の如きものに稀少にして、足を止めしむるに足らずにあらずや。若し此等公園にして、改善せられ、市民をして、朝夕四時其の眺に飽かしめ、其の遊戯に適せしめ、一日之に遊べば以て、一日の苦を一洗するに足る思を為さしめば、不活発なる国民の氣風を一新して、能く勤め能く遊び、強健にして才智あり、一步も欧米諸国人に、譲らざるの国民を造るに與ってあらん。〔12〕

帝国主義的競争に耐えうる人物（＝公民）の養成策として、体育方法の合理化と振興が叫ばれる一方、欧米列強に対抗するために、先述の全国尋常中学校長会議の建議案にみられるように、即戦力を目ざした体育の軍事化も、同時に強調されていった。この体育の軍事制度は、明らかに世界最強と云われた帝国主義国ロシアの戦争を仮想してのことであった。

(2) 久保田文相の体育政策と体操・遊戯取調委員会の設置

明治37年2月8日、日露戦争が開始された。開戦後の明治37年10月5日、久保田文相は、地方官会議の初日にこの日露戦争を「活事実の教育」の好機であるとして、次のように演説している。

「今回の事変たる国家の自衛上已むを得ざるに起りたるものなりと雖も一面より考ふれば国民をして忠勇誠実勤勉忍耐等の美德を發揮せしむる機会にして学校教育上より謂ふも適切なる活事実に由りて教授訓育の効果を全くせしむることに於て千載一遇の好機たらずんばあらず此点に関し各位は能く学校教員を督励し以て遺算なからしめんことを望む³⁾

そして、久保田文相は、別の機会に国民体育の振興を重視し、次のように述べている。

「自分は平生体育を重むし各種の運動会の如きは力めて之を奨励するの方針を採りをれり而して現在及び将来に於て之を奨励するの必要益切なるを見るなり事に教育に當るもの智育徳育に専ら其力を注ぎ或は体育を閉却するものあるが如きは——斯の如き弊風は漸次改善せられつつあるも——自分の取らざる所なり自分が体育といふは単り学校の体育のみをいふに非ずして広く

国民全体の体育

をいふ蓋し強健なる国民は強健なる精神を有するものたらざる可らず強健なる精神は最も多くの場合に於て強健なる身体に伴ふを以てなり学校の体育を奨励し之れと與に国民全体の体育を奨励せざる可らざるを知る可にき非ずや⁴⁾

なかでも、女子体育の振興を強調し、「就中最も奨励せざる可らざるは女子の体育なり事実を事実として語れば我国の体育は教育上各方面の進歩に比して甚だ後れたるの觀あり特に女子体育に於て然りとす是れ自分が体育の奨励を必要とし殊に女子体育の奨励を必要とする所以なり⁵⁾と述べている。

久保田文相が女子体育の振興を説いたのは、日露戦争に象徴されるように、「世運の進歩と與に競争は愈激甚を加へ⁶⁾てきたからにはほかならなかつた。

ところで、これらの国家的要求をまえに、学校体育の現実はいかなる状況であつたのか。明治30年代に入つても、なお依然として体育方法の主流は、リーランドの伝えた普通体操と森有礼以後の兵式体操で占められていた。しかし、それらはいずれも行き詰りを見せており、明治後期に至つてもなお体育の実情は、改善される兆しを見せてはいなかつた。明治37年11月11日、帝国教育会は、久保田文相に対して「体操厲行の建議」を行っているが、帝国教育会々長辻新次は、その建議書のなかで形式主義に陥っている体育の実態をこう指摘している。

「新次等惟子に教育上体育の忽にすべからざることは當局者夙に之を認め其の奨励の道も亦至れると云ふべし然るに近時一般教育の進歩に伴ひ体育の理論及び實際も亦著しき発達をなし随ひて其の種類も漸く複雑を致し教育者は之が撰擇に苦むの情況あり加ふるに當局者体育を重んずるの意思未だ貫徹せず動もすれば、単に教則の規定せる時間を体操遊戯等を以て形式的に塞ぐに過ぎざるの憾あり或は運動教室の設備なきがため雨天には全く体操を欠けるものあり或は運動の奨励其宜きを得ずして徒らに競技に流れ教師生徒共に或種の遊戯に耽り正規の体操は殆んど措て顧みざるが如きものあり斯の如きは何れも教育上最も憂ふべき現象なりと云ふべし之を以て當局者は速に適當なる措置を採り体育の実績を挙げ得るに至らしめんこと新次等希望に堪へざるなり依りて茲に之を建議す

明治三十七年十一月十一日

帝国教育会長 辻 新次

文部大臣久保田譲殿

97

また、明治39年に群馬、千葉、茨城、栃木の各県の師範学校および高等女学校の体育を視察した下田学事は、次のように復命している。

「体操は一教師の下に統一的に行はるゝ所あれども二人以上の教師が思ひ思ひのこゝろを行へる所もあり一般に確かなる順序なきものゝ如し、女生徒の体操は一層力を入れるを要する且身体の久しき労力に堪ふるが如きものを行はしむべし。今日の女子の体操は餘りに女性的にして力なし、宜しく力の表出に於て一層見答あるものたらしむべし、舞踏を好むは女子の常なりと雖も学校に於ける舞踏は多きに過ぎ一挙一動優美の点には却て注意すること少し、又規模大にして野馬の荒原を馳るが如く自由に活動し全力を以て馳駆するが如き遊戯をもなさしむべし、地方の学校は広き運動場を有するも今は狭く殺して使へり。」⁹⁷

やはり、埼玉、栃木、群馬の各県の体育を視察した井口あくりも、次のように報告している。

「今回視察せし諸学校中一の教員として体操遊戯を兼ねるは高崎高等女学校の女教員と栃木高等女学校の女教員二人のみ其他は体操をば多くは男教員遊戯は女教員に限れるが如し而して此分擔の結果体操及遊戯は全く個々別物の如くにして両者間何の聯絡なく互に何の補助する處なきが如し目下女子の遊戯なるものは単に舞踏的行進なりとの狭き見解を付せられ三十分又は一時間の遊戯中受持教員は只其順序方法のみを教ふるか又はピアノ、オルガンを弾ずるのみにて其生徒の姿勢の如何に注意せず其歩調を揃へしむることのみ是れつとめ体操と密接なる關係を有する活発なる他の遊戯などは措きて顧みざるなり是を以て体操時間に於て体操教師の一意矯正したる姿勢も練習したる姿勢も遊戯に至りて却て破壊せらるゝが如き觀あり且つ遊戯教師にして其行進法を軽く優美ならしめんことを望むのあまり生徒の活動力を束縛して全く無精神にして不活発遅緩なる所作をなすに至らしむるものありて寧ろ其根本に溯り体操にて身体を鍛錬し各自の筋肉と神経との機能調節宜しきを得たる結果としてあらはるゝ所の最も活発にしてしかも軽く優美になし得るが如き所作は多く見られざるが如し、且つ啻に新しき逐ひて形のみを模倣するの結果却て有害なる点さへも識別するの能なきものあるは実に嘆ずべきことなりとす、一方に於て体操を顧れば前述の如く多くは男教師にして是等の教師は兵式体操を知り、普通体操の一斑を知るべしと雖も各自の運動の目的教授法等に関する智識の浅薄なるを免れざるが故に熱心なる教授も、意を用ひたる矯正も其當を得ず。有益なる運動をして十分に其効を奏せむるを得ざるのみならず、普通体操の順序のみを堅く墨守して適宜に之を取捨斟酌するを知らず。体操時間中生徒をして儼然佇立同種類の運動のみを反覆矯正し、其運動に関せざる他の部分をして体操時間中全く其活動を停止せしむるあり。たまたま行進などを練習せしむるあるも、其歩式歩調等全く兵式体操に則り女子の實際上の歩行とは全く相隔離するが故に、生徒をして啻に一種特別の体操のアルキ方と見過ごさしむるに至るのみ。いかで生徒をして其変化なきに飽き、体操をくるしく、つらく、つまらなき学科を嫌悪するの念を起さしめざるを得べき。たとへ不活発にせよ楽器の力を借りて絶えず全身を動かし得る遊戯の寧ろ生徒に喜ばるゝも故なきにあらざるなり。」⁹⁸

こうした体育の状況下で、明治37年10月に設置された「体操遊戯取調委員会」（以下「取調委員会」と呼ぶ）は、明らかに低迷を続ける体育の現状を打開し、かつ日露戦争（明治37年2月8日～明治38年9月5日）後の体育経営にとって、新たな課題として浮上してくる軍事的、ならびに産業的な身体機能の合理的、実用的陶冶策をさぐることを目的としていた。

例えば、久保田文相は、戦後の明治38年10月に訓令「戦後教育ニ関シ當局者留意方」を發し、戦後の教育経営の重要性を訴え、正直、勤勉、忍耐の精神の涵養、労働尊重の氣風と貯蓄の習慣の確立を強調するとともに、戦後教育の主眼として何よりも欧米帝国主義列強の市場分割競争に打ちかつための実業教育の拡充を強調している。

また、明治38年12月2日の帝国教育会でも次のような演説を行っている。

「今や我邦有史以来の大戦方に其の局を終了して国威を海外に発揚し、世界に於ける大日本帝国の地位大に高まりたと共に、国家の責任は従前に比して愈々重大となりたる事は、諸君の既に知悉せる所ならん、而して国家が此の重大なる責任を盡さんが為めには、益々国民の実力を養成し、其の勤勉活動を促さざるべからず。故に政府に於ては事情の許す限り此の目的に応ずる諸般施設の拡張改良を図り、殊に国民教育の発達改良に関して鋭意施設計画する所あるべきも、直接教育の任務に膺れる諸君は、速に其の責任の重きを覚知し、益々国民教育の發揮に努め、其効果をして今後一層顕著ならしめ国家が其現在の地位に於ける責任を全ふする基礎を鞏固ならしめ、更に進んで将来に於ける帝国の地位益々上進する所あらしめんことを期せられんことを望む。⁽²⁰⁾

そして、特に「奢侈を戒め、節儉を励み、貯蓄を努め⁽²¹⁾」ることをあげ、「故に教育者は深く此に留意し義務奉公の精神に基きて忠誠信実の徳を養ひ、各自の本分に依じて善く其業を勉むるに至らしめ、且つ広く公德の発達に資し、尚武の氣象に依りて剛毅、忍耐、勤勉の諸徳を養ひ、体育運動を励ましむる等適宜誘掖指導せざるべからず⁽²²⁾」と述べ、さらに体育について次のように言及している。

「体育に関しては特に一言せんと欲することあり、近来学校生徒の体操及遊戯運動は頗る盛なるに至りたれど、一般人民に至りては青年と雖も体育の目的に適する運動を行ふもの猶少なきは甚遺憾なりと謂はざるべからず、今後は益々学校生徒の運動を奨励すると共に、一般人民の体操遊戯を盛ならしめ、以て国民の体格を改良発達せしめんことを務めざるべからず、然るに学校生徒の運動に関し近来往々弊害を生ずるに至りたるは甚憂ふべきことなり、学校生徒の運動にして徒に勝敗を争ふことのみを努め、殊に少数なる運動家を出して学校の各誉を博せんことを努むるに至りては、既に体育の目的に背くものと謂はざるを得ず、(中略)教育者は宜しく此等の例に鑑み遊戯運動の円満なる発達を図らざるべからず、⁽²³⁾

一方、大隈重信は、明治40年5月12日に開催された明治の六大教育家(大木喬任、森有礼、福沢諭吉、中村正直、新島襄、近藤真琴)追頌式で戦後教育経営に関し、次のように演説している。

「国家は積極的、国家は進取的、膨張的なものである。是れ即ち世界の國際的生存競争の、民族的生存競争の下に、常に積極的で膨張的、此性質が一番である、是れは進化学の原理である、それを欠けば、直ちに此世界に於ける適者として生存することが出来ぬのであります。(中略)それであるから進取的、積極主義でなければならぬ、どうしても教育者其者が人間を拵へるには、積極主義でなければならぬ、消極的の人間を拵へられては堪まるものではない、(中略)夫故に何處までも積極的、何處までも進取的でなければ迎も戦後の二十世紀の社会的、國際的、民族的大競争の巷に立って、優者として世界に雄飛することは決して出来ないと信ずるのであります。⁽²⁴⁾

社会ダーウィニズムを原理とした帝国主義の論理が明らかにされているが、「取調委員会」は、こうした帝国主義的要求を実現するにふさわしい人物の養成とそのための学校体育の改造という脈絡のなかに位置づけることができる。

（3）体操遊戯取調報告書とその活動主義体育論

取調委員会は、文部官僚でもあり、後に『實際的教育学』（明治42年）を著わし、かつ成城学園の創設者となる沢柳政太郎を委員長に、普通体操の紹介と伝播に力を尽した坪井玄道のほか、高島平三郎、川瀬元九郎、井口あくり、三島通良、波多野真之助、可児徳等、当時の明治体育の改革論者を委員に構成された。取調委員会は、37回もの会議を重ね、明治38年11月30日に『体操遊戯取調報告書』を久保田文相に提出したが、その内容は、同文相が「頗る完備せるものにて殆んど遺憾無しと云へる²⁵⁾と評したほどであった。

報告書は、まず「一 体操科ノ目的」を規定し、次のように述べている。

「一 身体ノ動静ヲ問ハズ常ニ自然ノ優美ナル姿勢ヲ保タシムルコト

一 身体ノ各部ヲ均齊ニ發育セシムルコト

一 身体ノ健康ヲ保護増進スルコト

一 四肢ノ使用ニ際シト強壯、耐久、機敏ヲ期スルコト

一 生涯中最モ多ク遭遇スベキ運動特ニ職業及兵役ノ義務ニ服スルニ適スベキ練習ヲ與フルコト

一 精神ノ快活従順、果敢、沈着、勇氣ヲ増進セシムルコト

附リ注意、觀察、思考、断定、想像、忍耐等ヲ増進セシムルコト

一 意思ヲ敏速且精密ニ実行シ得ベカラシムルコト

一 規律ヲ守リ協同ヲ尚ブノ習慣ヲ養フコト

²⁶⁾

この体操遊戯取調報告書が規定している体育目的論は、基本的に活動主義体育論の系譜を引くものであったが、それを坪井、高島、川瀬、井口、ならびに可児等の共著であり、取調報告書の解説書とも云える『体育之理論及實際』（明治39年）に読み取ることができる。

同書のなかで坪井等は、体育を「生命ヲ保持スルノ理論ト實際トヲ教フルモノ²⁷⁾であると簡潔に規定し、あわせて生命を維持することによって、人生の三大理想である真、善、美を実現するものであると述べている。この観点から、体育の本質を「一定ノ方案ニ基キ、随意筋ヲ運動セシメテ、被教育者ノ身体及ビ精神ニ、所期ノ結果ヲ得シムベキ事業ナリ²⁸⁾と述べ、体育の目的として(1)技術の修練、(2)身体の修練、(3)精神の修練をあげている。坪井等は、これらの目的のなかでも体育の訓育的、訓練的目的を重視し、この訓練目的を実現するために、特に競技的遊戯の価値を高く評価している。

すなわち、遊戯をダーウィニズムの観点から「進化論上、生物自然ノ必要上ヨリ発達シ来レルモノ²⁹⁾であるとみて、また、生理学の観点から(1)勢力過剰説、(2)休養説の原理にもとづいて説明を加え、さらに心理学上からは、「快感ト自由ノ意識トハ、人類遊戯ノ現象ニ通ジタル主要ノ性質ニシテ、是等ノ衝動ヨリ遊戯ハ漸次発達シ、之ガ為メニ更ニ精神活動ノ発展ヲ助クルナリ³⁰⁾と述べている。

さらに、遊戯の教材価値について「決断、沈着、勇氣、忍耐ノ諸徳ハ、競争的遊戯、若シクハ強激ナル全身運動ニ於テ之ヲ養フベシ。是レ競争遊戯ハ、是等ノ諸徳ヲ実現スルモノニアラザレバ、勝ヲ制センコト難ク、又強激ナル全身運動モ、是等諸徳、就中勇氣、忍耐ヲ有スルモノニアラザレバ、行ヒ難ケレバナリ。故ニ是等運動ヲ行フモノハ、自ラ以上ノ諸徳ヲ養イ得ルナリ³¹⁾と評価し、また、「運動遊戯ノ目的ハ兒童ノ活動的衝動ヲ満足セシメ、運動ノ自由ト快感トニ由リテ、体操科ノ目的ヲ達シ、特ニ個性及ビ自治心ノ発達ニ資スルニアリ³²⁾と述べて、個性、自治心の陶冶という新たな理念を提起するほか、団体的規律、協同的精神の養成という訓育的観点からも、遊戯の価値を高く評価したのである。

「教科トシテ課スベキ遊戯ハ、管理上ノミナラズ、訓練上ニ於テモ、団体的ナラザル可ラズ。

是レ規律ヲ守リ、協同ヲ尚ブノ精神ヲ養成スルニ必要ナルコトトス。而シテ又遊戯ノ規則ガ余リ複雑ニシテ、之ヲ記憶シ之ヲ演習スルニ困難ニシテ、徒ラニ精神ヲ勞スルノミニシテ遊戯ノ興味ト運動ノ快感トヲ取得シ得ザルガ如キモノタル可カラズ。⁽³³⁾

そして、この立場から体操教材の限界を次のように指摘している。

「体操ハ一挙一動皆教師ノ命令ニ由リテ動キ、殆ンド己ガ意思ニ由リテ行動スルコト能ハズ。サレド遊戯ニ於テハ、其ノ遊戯ノ規則ニ背カラザル範囲ニ於テハ、己ガ意思ニ由リテ行動スルコトヲ得ベク、從ツテ其ノ興味モ亦体操ノ比ニアラズトス。是レ遊戯ガ大ニ其個性及ビ自治心ヲ発達セシムルニカアル所ナリ。⁽³⁴⁾

決断、沈着、忍耐、自治、個性、協同等といった気質を具備した人間像、もしくは国民像への要求は、明治30年代に至って、より一層現実味をおびてきたが、坪井等は、こうした臨機応変、応用自在な可塑的能力に富んだ人物の養成は単に体育のみにおいては実現しえず、各教科の統合主義教授によってはじめて養成されうるとしている。

「遊戯ニ於テ養ヒ得タル想像作用ハ一般ノ想像作用ヲ進メ、文学ニモ美術ニモ、之ヲ応用セラルベキニアラズ。然レドモ、一ノ場合ニ於テ養ヒ得タルモノヲ、努メテ他ノ場合ニ応用スベキ機会ヲ與ヘ、練シテ怠ラズンバ、必ズ全般ノ精神作用ニ良好ナル結果ヲ期スヤ疑ヒナシ。故ニ教育者ハ諸教科ノ連絡ニ注意シ、互ニ相助ケテ、被教育者ノ精神界全体ニ発展ヲ期スベキナリ。⁽³⁵⁾

こゝには明らかに、樋口勘次郎等の明治30年代に興隆しつつある社会的教育学や統合主義教授理論の影響を見てとることができる。

(4) 取調委員会とスウェーデン体操

ところで、取調委員会は、体操教材に関しては「慎重審査ノ後所謂瑞典体操ハ大体ニ於テ採用スベキモノ⁽³⁶⁾と消極的ではあるが、普通体操に代ってスウェーデン体操の教材化を認めている。スウェーデン体操は、わが国には川瀬元九郎、井口あくり等によって移入された。川瀬、井口は、アメリカ留学中にスウェーデン体操研究所の卒業生であるポッセ (N. Posse) によって移入されたスウェーデン体操をボストン師範学校で学んでいる。川瀬は明治35年以後、体操学校で生理学、解剖学のほか、スウェーデン体操を教授し、一方、井口は明治36年に帰国し、東京女高師でスウェーデン体操を教授している。

川瀬の『瑞典式教育体操』(明治35年)、『瑞典体操法』(明治37年)はポッセの『スウェーデン式教育体操』(1890)——第3版は、『特殊運動学 (Special Kinesiology of Educational Gymnastics, 1894)』と改題——を紹介したものであった⁽³⁷⁾

このスウェーデン体操を取調委員会が採用した根拠について、高島平三郎はこう記している。

「これ迄の体操には根拠が無かった。唯単に手の運動をしたから胴の運動をすとか、足の運動をすとかといふ風に、運動の関係上体操の順序を定めたに過ぎなかった。併しこれとても別に根拠といふ程のものでは無い。元来運動は児童の為めの運動であって、決して運動の為めの児童では無い。それは丁度児童の為めの教育であって、教育の為めの児童では無いといふのと同じいのである。それで体操は心身両方の修養であるが、其の内、心と身体を何れを主とすべきかといふ問題を解決しなければならぬ。若し心の修養を主とするとすれば、精神を養はんが為には身体は少々位無理もしなければならぬといふことになって来る、取調委員はこれに関して種々相談した結果、体操は元来身体を養ふためのものであるから、先づ身体を養ふことを主として研究し、精神に就いては或

る体操は精神上如何なる点を練磨することが出来るといふことを指摘した。大体こういう方針で取調したから、これ迄マチへであった所の体操は一定の原理によって成立することになったのである。⁽³⁸⁾

また、スウェーデン体操の紹介者である川瀬は、次のような解説を加えている。

「従来の体操法では、啞鈴教授の際には其時間中特に啞鈴のみを教授し、其他球竿又は混棒といひ、若くは木環であっても、すべて皆斯の如く単調の教授法を執って居たもので、其の教授は全く変化なく、実に不融通極まったものであった、否従来の体操法の編成では、勢いソーならなければならなかったかも知れぬが、今度のに於ては斯の如き不便を全く除去してあるを以て、教授者の腕次第には啞鈴、球竿、混棒、兵式……あるとあらゆる体操を残らず、之を一の運動時間に行ふことの出来る様になって居る、で、今度には自ら変化あり、起伏あり、其間趣味の津々たるものがあって、生徒のこれを実習するに方りては、絶えて倦厭の意を生ぜしめると云ふことは全くあるまい、運動法も此に至りては最も進化したものと謂つても差支ないと思ふ。(中略)こゝに一寸言っておくが、吾々調査委員に於て、文部大臣に報告した書類の中に、従来の体操も亦其の教授の順序、運動種類の撰擇に改正を加ふるときは、体育上十分の価値あることは論を俟たずと書いて置いたが、其の順序は何を標準とすべきかと云ふと、無論瑞典式の其れに據るべきである。さて体操法の形式は右の如く具つても、今後十分に体育の目的を達せんとするには、何より急務とする所は教師の養成である。従来の体育法であると、体操本を見て器械的に其の方法を覚えさへすれば誰れでも教授は出来たものであったけれども、今度には斟酌、取捨、増減の自由を與へてあるだけ、其れだけ教師に其の人を得なければ、これを行ふて円転脱滑に、其の目的を達することは出来ないのである。⁽³⁹⁾

また、後に学校体操教授要目の制定に中心的な役割を果し、スウェーデン体操の推進者となった永井道明は、留学先のボストンより東京高師教授の吉田彌平に対して、取調報告書について次のような論評を送付している。少々長くなるが、引しておきたい。

「小生留学の命を拝し將に出発せんとする際体操遊戯取調委員の方々方が稀なる着実と熱誠とを以て研究せられたる結果を内承し心竊に其勞に感じたりしが、近頃雑誌により其公表せられたるものを見るに及んで、益々我邦教育界の爲に其功勞を感謝致候、而して我が教育家諸氏も亦必ず之を進め各々自得活用の工夫を運らし居らるゝ事と存候。小生は体操の研究に着手したるばかりに候へば、報告そのものにつきては未だ批判を試むる資格なく候へども、只今虚心平氣に研究に従事し居る丈けそれ丈け小生の気付きたる二三を申上ぐるは、或は却て熱心なる我研究家には御参考とも相成るべきかと存候、(中略)唯今早速賛成を表し得ることは取調委員の注意したる『徒に形式に馳することなく云々』件にて候、所謂スウェーデン式体操なるものは、瑞典本国に於てさへ之れ無しとも承り、其の他の諸国に在りては瑞典的の体操あらんも、所謂式なるものは、之なきに似たる故にて候。原来リンプ以来瑞典式が爲したる工夫は大に則るべきものあるも決して一定不動の形式ありしにはあらざるべし、仮令かゝる形式のありしにもせよそは決して墨守すべからざるものにて候。吾人は幾重にも其精神を取り其形式に拘泥せざらんことを希望するものにて候。(中略)實際小生が今日まで見たる所によれば、瑞典教員實際の教授に於ても、又数冊の体操書に於ても各其順序に幾分の相違と、特に臨機応変の妙とあるを認め申候。取調委員の方々方が示されたる所謂『基本形式』は此教授の順序を指されたるものゝ如くに候が、小生は我邦の教育家に其精神を一層進むべき順序を工夫すると同時に、所謂『大体に於て採用すべき云々』の注意をば此に適用せられんことを是れ禱り候。

今は昔所謂五段教授の聲の盛なりし頃、或初心の先生が『只今から予備を致します』云々次は『教授に移ります』云々とやった奇態をば体操界に再演しめたくなきものに候へば其の『運動準備』の

如きは、先づ其の時其の場合、其の生徒の年齢程度等にも依りて、其の種類と方法とを異にすべきものにて、或時には『多く心を要せざる簡易なる下肢の運動』（委員の説明の一節）を行はしむるを可とすべし、他の場合には之に反して『注意及観察作用を運動に傾注せしむる』（同上）を以て利ありとすることも有之べく候、尋常小学生徒の如きは控所や教室より体操場に行くまでに、巧に此準備を終らしむることもあるべく、中学生徒などにありては数分間各種の運動を行ひ、以て此目的を達すべき事も有之候へば、中々に一定などの出来るものには無之かるべきかと存候。

其他いずれの運動に於ても其順序通りに器械的に行ふこともあらば所謂死物となり了るべく幼年の児童などに取りては寧ろ残酷の手段とも相成るべく候。例えば跳躍運動の多くは小学児童に対しては鬼事其他自然の駈歩なり、随意の遊びなりを以てする方効多くして実は瑞典体操の直髓に適ふものゝ如くにて候。

尚遊戯は巧みに其間に利用すると優れるやり方と存候、遊戯運動より之を考ふるも孤立して課するは之れ亦運動順序の一不利にして常に他と聯絡して其特殊の教育的価値を統一するこそ真の教育手段とも存ぜられ候。殊に瑞典体操は、美容矯正的の成分多大には候へどもそれ丈け之に加味するに遊戯運動の多くを以てせざるときは、完全に児童に適するものとは成り難きものゝ如くにて候。されば『基本的形式』をば（準備第一……第九まで）所謂一から十まで其通りになる事は頗る熟考を要すべく候。⁴⁰⁾

取調委員会は、高島、川瀬等委員の意向を受けて講習会を通じてスウェーデン体操の普及をはかるべきことを報告書のなかで次のように云っている。

「調査委員会ハ慎重審査ノ後所謂瑞典体操ハ大体ニ於テ採用スベキモノト決定シ尚本科教授ノ實際ニ適切ナラシメンガ為多少ノ斟酌ヲ加ヘタリ素ヨリ従来ノ体操モ亦其ノ教授ノ順序、運動種類ノ撰擇ニ改正ヲ加フルトキハ体育上十分ノ価値アルコトハ論ヲ待タズスクテ今回委員会ノ調査シタル体操法ハ従来行ハレタルモノト異ナル点多ク之ヲ実地ニ練習セシムルニアラズンバ通曉スルコト能ハザルモノト認ムルヲ以テ成ルベク速ニ文部省ニ於テ先ヅ各府県立ノ学校ニ於ケル体操教員ヲ召集シ短期ノ講習会ヲ開キ以テ其ノ要旨ヲ講習セシメラレンコト極テ必要ナル施設ナリト信ズ⁴¹⁾

そして、「体操教授上ノ注意」のなかで、体操の教授法が形式に墮すべきことのないよう戒めている。

- 一 体操ヲ教授スルニハ基本的形式特定ノ理由ヲ詳ニシ其ノ順序方法ヲ誤ラザルハ勿論常ニ生理的、訓練的ノ目的ヲ顧ミテ徒ニ形式ニ馳スルコトナク其ノ目的ヲ達センコトヲ努ムベシ
- 二 基本的形式ニ從ヒテ行フベキ演習ノ種類少トセズ故ニ一方ニテハ生徒心身ノ発達ト習熟ノ度トニ適応シテ難易繁簡ヲ異ニシ以テ単調無味ニ陥ルノ弊ヲ防グベキ他方ニテハ徒ニ新奇ヲ競ヒテ種類ヲ変更シ為ニ技能ニ習熟セザルノ弊ニ陥ルベカラズ
- 三 演習ハ箇々別々ニ之ヲ行フモ又ハ連続的ニ之ヲ行フモ固ヨリ教授上ノ便宜タルベシト雖モ生徒ヲシテ快活熱心ニ行ハシメ之ニ対スル興味ヲ惹起ス可ク単ニ其ノ方法ト順序トヲ知得セシムルニ止マルガ如キ弊ニ陥ラザルコトヲ要ス⁴²⁾

報告書は、このほか子どもに「厭怠疲労」を与えることのないように教材の配列、種類、難易、時間配当など子どもの実態に応じた適正化がはかられるべきであるとしている。

ところで、スウェーデン体操は、解剖学的、生理学的な観点から矯正、治療的目的のもとに構成された運動形式（規則、順序）から成り立っていた。

誘導、胸、懸垂、腕と背、腹、体側、下肢、跳躍、呼吸という一定の規則的な運動は、それまでの普通体操の体育的な風土のうえに容易に定着していったが、それ故に、逆にその形式主義的な性

格を免れることができなかつたのである。

（5）文部・陸軍合同調査会の設置と「学校体操教授要目案」

体操遊戯取調委員会の設置に続いて、明治40年4月に文部省と陸軍省とによる合同調査会（以下「調査会」と呼ぶ）が設置された。この調査会が設置されたその発端は、先の体操遊戯取調委員会の報告書における兵式体操の取扱にあつた。報告書は、「体操科ニ関スル規定中改正ヲ要スル事項」のなかで兵式体操のうち徒手・器械運動を学校体操に包括し、その他の軍事目的をもった運動を陸軍歩兵操典に組み込み、名称を兵式教練とすべきことを方針として明らかにした。

この方針に対して、陸軍省側は不満とし、そのため陸軍省との調整を目的に設置されたのである。調査会の委員は、陸軍省側から林陸軍少将、尾野軍務局長、藁谷歩兵大尉、そして、文部省側からは坪井東京高師教授、三島ならびに大島視学官、可児徳東京高師助教授という顔ぶれであつた。

この調査会で陸軍省側は、学校体操を陸軍歩兵操典と体操教範によつて統一すべきことを強く要求し、一方、軍人を訓練する体操をもって学校体操とすることは不適當であるとする文部省側と直向うから対立し、結局、統一見解に至らぬまゝ散会となつた。

陸軍省側は、明らかに軍事型の身体機能の養成を要求することによって、体育の一定の自由化政策を国防＝内治の観点から抑止することをねらいとしており、それは陸軍省側のまきかえし工作を意味していた。したがって、もともとこの調査会が不成功に終ることは、当初から予想されていたことでもあつた。

調査会設置の前年である明治39年、当時の牧野文相と寺内陸相との間に意見書が取り交されているが、この意見書のなかで寺内陸相は、牧野文相に対して学校体育を兵式体操中心の内容に再編し、また、体操教員に軍人をもってあてるべきことを要求している。この要求に対して牧野文相は、普通体操と軍隊体操とは、本来その性格を異にするものである旨の回答をしている。⁽⁴³⁾

その後、文部省は、体育研究のために欧米に留学している永井道明の帰国を待って、明治42年に調査会を再開した。その時の委員は、陸軍省側から軍務局長岡外史、陸軍軍医英健、歩兵大尉相良廣一、文部省側からは普通学務局長梅村茂助、東京高師助教授永井道明、視学官横山栄次であつた。この第2回の調査会においても陸軍省側は、日清、日露の両戦争の経験をもとに教練を草案し、かつ兵役年限の短縮をせざるをえないという状況から、学校体育の軍事化を再び要求していった。

これに対して文部省は、国内の実情に見合った学校体操の必要を主張したが、結局はこの調査会でも両者は折り合いがつかず、調査会は、永井道明に統一案の草案を依頼することで一応の結着をみたのである。永井は、戸山学校に出かけて陸軍側と意見を調整し、その結果、陸軍側が譲歩するかたちで明治44年に永井は、「学校体操教授要目案」を作成したのである。

陸軍側の譲歩が「永井の新しい理論による反省⁽⁴⁴⁾と「彼の信念と気迫による無形の影響⁽⁴⁵⁾によるものであつたことは否定しえないにしても、客観的には、兵式体操を中心に学校体育を再編せよとする陸軍省側の要求が、日露戦争後における優勝劣敗の社会ダーウィニズムの原理が支配する世界的趨勢のなかで活動的人物の養成という国家的、社会的要請に合致するものではないことを陸軍省側も認めざるをえなかつたことは想像に難くない。

取調委員会の報告書にみられる体育内容と方法の近代化、もしくは合理化案、そして調査会による「学校体操教授要目案」は、日露戦争後の体育経営理念を具体化する客観的な条件の創出を目的とするものにほかならなかつたのである。

2. ヘルバルト派教育論の受容とその批判

(1) ヘルバルト派教育理論の受容過程

日清戦争を契機に、明治20年代後期に具体的な教育理念として提起され、明治30年代においては歴史的、かつ現実的な教育理念となってきた活動主義体育の実現にとって、なによりも教育領域から体育を放逐し、教育全般の形式主義と機械的教授の理論的な根拠となったヘルバルト派教育理論からの脱却は、理論的にも、また実践的にも不可避となってきた。

例えば、『教育時論』は、「形式教育の弊」(明治31年)をかゝげ、教育の現実を次のように指摘している。

「吾等 年来社説に於いて、明事寓話に於いて形式教育の弊を説破せり。然るに此の弊や、嘗て矯正せらるゝ所なくして、今や殆ど其の頂点に達せんとす。慨嘆に堪ふべけんや。今日各地小学校が、如何なる方法を以て、子弟を教育しつゝあるか。所謂審査会によりて、咄嗟の間に選定せられ、其の各の間に、何等の關係もなき、各種の教科書を以て、小学校教育の標準となし、之によりて細目を作り、之に據りて教案を立て、以て之を励行せんとす。甚だしきに至りては、其の教科書中の一節一章を取捨するの自由をすら、教員に許さず。一校に長たり、又は本科正教員たるものにして、尚ほ斯く束縛せらるゝ如きは、概はしき次第と曰ふべし。

加え其の教授法と曰ふを見るも、三段教授法とか、五段教授法とか曰ふ、教授の形式を墨守し、分り切り、知れ渡りたる教授題目すら、入念丁寧に架説すること、片腹痛き限りと曰ふべし。『教員は人を教ふる器械なり』との冷評も、敢て失当と曰ふべからず。人は製造物品にあらず、紋切形の形式を以て、育成陶冶せらるべきものにあらざるなり。⁽⁴⁶⁾

また明治36年には「器械的教育の弊」と題して、「由来教育といへば、世人からは、恰も出世間的の事業であるかのやうに認められ、活発なる事業に従事すべき、有為の人には、甚つまらないものと思はれてをるのは、そもそも何人の罪であろうか、勿論世人が愚で、相当の眼識を持たないによるであろうが、吾等から見れば、その最大原因といふべきものは、従来の教育者が、この活きた事業を死んだものにしてしまったことにあると思ふ、即その責を負ふべきものは、教育者であると断言するに憚らぬのである。まづ身を局外に置いて、公平に今日の教育を観察して見よ、余りに器械的で、殆ど無意味なやり方が、直ちに目につくに相違ない。今日では、何から何まで、法令規則が、嚴重に定まって居て、外見は甚だ立派である。然しながらその結果は、教育の為の法規でなくて法規の為の教育を行って居るといふ現象を呈するに至った⁽⁴⁷⁾と批判している。

ここで、わが国において形式主義、画一主義教授法の典型とされるに至ったヘルバルト派の教育理論にふれておかななくてはならない。元来、ヘルバルト (J. F. Herbart) の教育理論は、彼の没後、20年間もドイツにおいてさえ顧みられることがなかったとされている。しかし、1865年にチラー (T. Ziller) が『教育的教授 (Erziehender Unterricht)』を刊行してから、にわかに注目されるようになり、ストイ、ライン等によって中心的な教育理論として脚光をあびるようになった。その後、ヘルバルト派からケルン、リンドネル、ランゲ、ワイツ等が輩出している。

わが国には明治3年に小幡三郎の『西洋学校軌範』、また明治13年にツェケール著、村岡範為馳訳の『平民学校略論』によって紹介されているが、その本格的な移入、紹介は、明治20年1月、東京帝大に招聘されたハウスクネヒト (E. Housknecht) によるものであった。

ハウスクネヒトは、明治22年まで東京帝大で教育学を講義したが、明治22年2月に谷本富、湯原元一、岡田五免等の教育学科特約生が彼の講義を受講している。ハウスクネヒトの講義の内容は、ヘルバルト派のラインによる『小学校における教授の理論と実際 (Theorie und Praxis des Volksschul

Unterrichts nach Herbartischen Grundsätzen)』の第一巻、『第一学生 (Das erst Schuljahr)』であった。ヘルバルト派の教育理論、なかでもハウスクネヒトの門下であるケルン、リンドネルの教授理論がハウスクネヒトの指導を受けた谷本富、湯原元一等を中心に摂取されていったのである。

ヘルバルト派教育理論に関するものとしては、沢柳政太郎、立花銃三郎共訳『格氏普通教育学』(明治25年)、山口太郎訳『教育学精義』(明治25年)、稲垣未松訳『麟氏普通教育学』、有賀長雄訳『麟氏教授法』、湯原元一訳『倫氏教育学』(以上、明治26年)、谷本富著『実用的教育学及教授学 上・下』(明治27年)、『科学的教育学講着』(明治28年)のほか、能勢栄訳『萊因氏教育学』(明治28年)等がある。

このヘルバルト派教育理論は、一方で例えば、「小学校教則大綱」(明治24年)にみられる「教則」(国家)→「教授細目」(学校長)→「教案」(教師)という三者の官僚機構的關係と高等教育機関におけるヘルバルト派理論の積極的受容、さらには半官半民的組織(＝地方教育会)への下降という権力過程、他方における教育ジャーナリズムによる下からの一般化の過程という両面から急速に定着していった⁴⁸⁾その一例をあげれば、鳥取県には、明治27年に東京高師を卒業し、鳥取師範学校に明治30年まで在職した津田元徳によって紹介されており、また富山県には、富山師範学校教諭の高柳揚太郎により紹介されている。

こうして、「日清以後の教育界は、理論的方面に於てヘルバルト学派の学説の移入により、教育学の独立研究熱を向上せしめ、同時に実際の方面に於ても、教授方法の研究時代を現出した⁴⁹⁾のである。そして、明治28年頃には、「ヘルバルト学説の大流行を来し、到る處ヘルバルトの呼声熾んに起り、五段教授満の工夫頻繁なりし⁵⁰⁾という状態であったが、後に論述するように、明治29年に至ると「ヘルバルトの論説、漸く其声沈むに至れり⁵¹⁾という状況を呈するようになったのである。

(2) ヘルバルト派教育論の特質と限界

一般に、ヘルバルト派教育理論は、次のように特徴づけることができる。

- (1)教育学の基礎に倫理学、心理学をおく。
 - (2)教育目的に内面的自由の理念、完全性の理念、好意の理念、正義の理念、公正の理念という五つの品性の陶冶をかゝげ、教授・訓練をこれに帰着させた。
 - (3)教育を教授・訓練・管理の三領域に区分し、品性の陶冶に有効な知識を与える教授を中心的位置にすえた。
- また、ヘルバルトは、人類の発展は文化の発展に対応しており、したがって、教科、教材の選択とその配列は、人類文化の発達段階に即応すべきであるとする、文化史的教科段階説の立場に立つものであった。この文化史的教科段階説は、コア的な教科の構造を設定し、その中核的な教科の周辺に、関連した教材を統合すべきであるとし、それを中心統合法といった。
- (4)ヘルバルトは、教育方法を表象心理学に求め、表象の多面性の陶冶は、明瞭・連合・系統・方法の四段階の過程をとるべきであるとしたが、後にヘルバルト派は、予備・提示・比較・統轄・応用の五つの形式的段階説に順序立てている。
 - (5)一方、教育内容を多方興味説にもとづいて編成していることを特徴とするものであった。
 - (6)ヘルバルト派は、基本的には教育の領域から体育を排除した。

例えば、湯原元一は、『倫理教育学』の「緒言」のなかで「倫氏は、ヘルバルトの先蹤を追ひ、ケルン等と同じく、教育中に、体育論の一篇を置かざりき⁵²⁾と述べているように、品性陶冶のための知的教授を教育の中心においたヘルバルト学派は、体育の目的は子どもの欲望や行動を

抑制し、秩序を維持することであるとして教授の前段階である管理領域に位置づける一方、本来、体育は衛生学や生理学、医学に委ねられるべきであるとする。

これらの思想的な特質をもつヘルバルト派教育理論は、基本的にはペスタロッチ(J. H. Pestalozzi)の直観から概念へという教授理論を継承し、興味の多面性を認識主体(子ども)と認識対象(教材)を統一する概念として把握し、主体の解放をめざしたヘルバルトの真の意図とは矛盾し、ヘルバルト派においては、むしろ所与としての教育内容を形式的な各教授段階に適用する技術、もしくは操作理論へと変質していった。

その結果、わが国におけるヘルバルト学派の教育理論は、「プロイセンを中心とするドイツ公教育の教育法であるツィラー、ラインにおけるヘルバルト理論の変容をうけつぎ、わが国の公教育の体制、伝統的教授観(内容観、認識観、方法観)に即した変容の結果形成された⁵³⁾ものであった。

教育勅語(明治23年)による天皇制公教育理念の明確化、また改正小学校令(明治23年)における道德教育の重視という思想的傾向のなかで道德品性と文化史的教科段階説、さらに中心統合法と形式的段階をかゝげるヘルバルト派の教育理論が注目されたのは、それが根本的に天皇制下の絶対主義的な公教育体制の論理と決して矛盾し、対立するものでなかったからにほかならない。

ヘルバルト派教育理論の紹介と普及に力を尽した谷本富は、『実用的教育学及教授法』の開巻第一で「嗚呼ヘルバルト。ヘルバルトの名は余輩の夢寐に懐ふて、忘るる能わざる所なり。嗚呼ヘルバルト。ヘルバルトの学説は、余輩の日夜唱道して怠らざる所の者なり。不幸にして其の名、其の学説の我が国の伝播するや遅かりき。(中略)其の名、其の学説、今や漸く我が教育界を風靡せんとす⁵⁴⁾と述べて、ヘルバルトを崇拜し、自らを「日本のヘルバルト」とさえ称して憚らなかった。

そして、谷本は、教育勅語の精神はヘルバルトの五つの理念と一致すると主張し、ヘルバルト派の教育理論こそは、低迷を続ける日本の教育を打開し、かつ前進させる鍵であると説いている。

開発主義教育の形式主義、画一主義化が批判されつゝあった教育の現実にあつて、子どもの認識と教材との結合を主張し、しかも、教授過程を五段階に秩序づけようとするヘルバルト派の教授論は、確かに魅力であつたに相違ない。そのことは、このヘルバルト派教育理論が明治20年代から30年代にかけて、またく間に地方教育界に流布していったことから推測することができる。

その様子を『教育時論』は、次のように伝えている。

「近時教育社会の耳目を驚かしたる一事はヘルバルト主義の教育学流行の風潮に在り。ヘルバルトの教育論には、一種注目すべき、特質を有することは、世人の夙に知る所にして、苟も教育上の研窮に志あるものは、全くヘルバルトの主義を知らずして可なりと言ひ難し、とは我等も亦會て世に称道したる所なり。然れども、其流行の勢、今日の如く甚しきに至り、ヘルバルト主義にあらざれば、他に據るべき教育論なきが如くに思ひ、教員の検定試験にも、各地の講習会にも、教育上の集会、演説、講義等にも、皆争てヘルバルトの教育論を提出し、復た他に教育上の学説あることを知らざるが如くに狂奔するもの、至る所に比々たるを見るは、実に我等が予想の外に出したる者にして、唯驚異の情を表する外なし。⁵⁵⁾

しかし、このヘルバルト派教育理論もかつての「開発主義の教授法が花嫁として、我が教育社会に歓迎せられし時、多数の実地教育家は、其の賛歎の聲に酔ひ、往々奇態を演ぜしことありき。例せば読本の中より椿と云ふ字を挙げ来りて、之を黒板上に記し、生徒の眼には、初めて映したる文字なるに、強ひて其の読方を唱へしめんとて、目を瞋らし、声を枯らし、二時間余に涉りて之を詰問したる教師ありけり⁵⁶⁾といった事態をもたらしていった。

すなわち、五段教授法という問答主義教授に代る教授法も、その新たな教師中心主義の故に、結

局は形式主義、画一主義的な教授観を生みだし、「教科及び教材の性質を考へず、修身も裁縫も習字も、悉く五段教授に依りさへすれば、最大の効果を挙げ得るものと誤解するに至ったのは、弊害の最も著しいものであった。遂には極端に走って見せるための五段教授となり、研究授業などに於て、教授者自ら教壇上から『比較段終れ、これより応用の段』と報告して得々たるものさへあった。また一方には興味説を解釈して児童を笑はせさへすればよいこととし、徒らに壇上で講釈師のやうな身振手振の芸当を誘発するに至った⁵⁷⁾のである。

また、『教育時論』も「ヘルバルト派教授法の持嘶さるゝ今日、亦之に類せる奇観なきにあらざる新教授式によりて、体操科を授けりとして、乙に気取れる小学校あり。習字課の五段教授案を工夫したりとして、得々雑誌に掲載を申込み居る教師あり。現行の教則教科書等は、開花史的段階に一致せぬとて、手自ら之を編制せんとあせり居る先生あり、又は一切の課業を擲ちて、十二の『メルヘン』に目を消せる村夫子あり。斯くては折角諸先輩の研究に研究を重ね、十数年来苦心経営せし教授法も、一朝にして泡沫と消に行くならんに、余りと云へば、腑甲斐なき人々かな⁵⁸⁾と報じるとゝも、明治29年を「教授上の混乱時代」として次のように特徴づけている。

「昨年ヘルバルト学派の大流行を見ざるまでは、明治初年教育、教授の法略々立ちたりしより、漸次に発達し来りたる開発主義の教授法、幾んど能く一般に教育者の慣用する所となりき。然るに昨年ヘルバルト学派の大洪水以来、教育界は幾んど全くその狂瀾怒濤に捲き込まれ、開発主義の教授法も洗ひ去られ、而して、代りて立つべきヘルバルト主義の教授法は、未だ充分に建築せられず、海漸く去ると雖、其述荒涼、満目の風物、唯混乱せるのみなるが如き観なきにあらざる。勿論ヘルバルトはペスタロッチーの開発主義に反対せるにあらざして、寧これに準拠し、又これを拡張したるものたるや、既に学者の知る所なりと雖、然れどもヘルバルト主義の教授法と、我従来の開発主義の教授法とは、実際に於て径庭する所あり。こゝを以て今日は実に斯の如く教授上混乱の時代、即ち寧ろ教育の混乱時代たらしむるに至りと云わざるべからず。蓋しこれも亦ヘルバルト研究の未だ足らざるが故に生じたるものにして、単に教授の形式に拘泥し、其の精神を学び得ざるの故なるべし。然れども、今日に在りてこれを見れば、是即ちヘルバルト流潮の余毒なりと云はざるべからず。」⁵⁹⁾

（3）ヘルバルト派体育論批判の展開

日清戦争により東亜の日本となり、続いて日露戦争の勝利によって帝国主義国家に向けて成長の途上にあり、西欧列強に伍して海外に雄飛する活動の人間の養成という帝国主義的要求に対し、教育の目的を倫理学から演繹し、個人主義的な品性と道徳の陶冶を説き、加えて体育を教育の範疇から排除したヘルバルト派の教育論は、その形式的な教授論の故に「教授上の混乱時代」（『教育時論』）を招来させるとゝもに現実の国家的要求に耐えうる教育思想たりえず、次第に教育理論としての機能を失っていった。

ヘルバルト派教育理論に対する批判は、その隆盛ぶりもさることながら、それが流布されたと言われる明治20年代後半——具体的には、明治28年頃——からすでに展開され、その批判的風土を背景に教育および体育を国家的、社会的レベルにおいてとらえ直し、帝国主義的課題の実現に耐えうる新たな人物とそのための身体の陶冶が唱導されていった。

ところで、このヘルバルト派に対する批判は、何もわが国だけの現象ではなく、それはドイツにおいても起ったのである。その中心となしたのは、ナトルプ(P. Natorp)とベルゲマン(P. Bergeman)であった。ナトルプは、1897年と1898年に「ヘルバルト、ペスタロッチ及び現今教育学の課題」と

題する講演を行ってヘルバルト派批判、なかでもその目的論を厳しく批判した。その後、ナトルプは、個人主義的教育学に対して社会的教育学を提起し、『社会的教育学 (Sozialpädagogik, 1898)』を著わした。

一方のベルゲマンも『社会的教育学 (Sozial Pädagogik, 1900)』を著わしているが、ベルゲマンは、教育学の基礎に生物学をすえ、教育の目的をこの生物学の観点から把握し、生命の保存と完成にあり、したがって、教育の目的は、民族的、国家的、社会的関係によって規定されると主張した。

ドイツにおける社会的教育学、特にベルゲマンの社会的教育学は、後に論述するように谷本富、熊谷五郎、吉田熊次、樋口勘次郎、森岡常蔵等わが国における社会的教育学の興隆に多大の影響を与えることになった。

『教育報知』(第466号)が、その社説に「『ヘルバルト』の教育主義は移して以て我が国人を教育する教育法の準繩となし得るや否や」と題して、ヘルバルト派批判を展開したのは明治28年3月23日のことであった。同社説は、次のように述べている。

すなわち「『ヘルバルト』崇拜の潮流は、今や殆ど我が教育界に汎濫し、『ヘルバルト』の教育主義にあらざれば以て人を教育すること能はざるか如き流行となれり。」しかしながら、「如何にして『日本人』を教育すべき歟。」また、「如何なる人物を養成するの目的』を懐て教育学説を構成し或は之を研究するかを以てせんとす」べきである。

その点に関してヘルバルトの倫理学は、ヨーロッパのそれであり、日本の倫理説とは合致せず、かつヘルバルトの徳育論は、キリスト教にもとづいており、したがって、「その所説の長短を擇ふなくして全然その人物を崇拜し、一挙一動、悉く『ヘルバルト』の主義に移して以て教育上に応用するもあらは、一時民心を惑乱せしめたる彼の不思議なる自由論の激発したる如く、所謂独乙流の徳育主義を涌出するなきかを保し難し、而して吾儕の憂ふる處実に此の一点に存す。⁹⁰⁾

また『教育時論』に発表された「其文学士 近頃流行のヘルバルト派の短所を指摘す」(明治28年)は、「其文学士、近頃流行のヘルバルト派の教育学を評して曰く、彼派には長所あれど、短所亦少からず。

心得置くべきことなり。彼の徳育知育に偏して体育を忽かせにし、体育を以て徳育の一方便を見るが如き気味あるは欠点なるべし⁹¹⁾を批判している。

さらに三春生の「ヘルバルト派の教育学を読む」(明治28年)は、「ヘルバルト派の教育学は、数年来徐々流行し来りたるところなるが、近頃に至りては、之に疑を容るゝ人を生じ、世上少しく議論あるが如し。此は是れ、我邦教育界のため大に賀すべき現象にて、かれこれ議論の起るは、畢竟教育学の進歩を促す一因ともなり、又教育家の研究に怠りなき証とも認むべきものなれば、兎に角悦ばしきことといふべし。(中略)然るに世の教育家にして、ヘルバルトをば神の如くに信じ、其の所説を堅く奉じて、つゆ疑はざるものあり。其甚しきに至ては、舊來の持説を全然放棄し、遠慮も会釈もあらばこそ、ヘルバルトの学説に心酔し、其真味を得たりと誇れるものあり、嗟何ぞ無定見者の多きや⁹²⁾と述べ、ヘルバルト派教育理論の欠点の第一が、ヘルバルト派の体育論にあるとしている。

「ケルンは、他のヘルバルト派の教育家に比して、稍体育を重じたるが如き傾向あれども、而も同じく体育を以て徳育の一方便とはせり。此点は、ヘルバルト派の教育説の一特質にして、外派教育家の、毫も賛成せざるの点なりとする。夫れ人は身体と精神とよりなるものなれば、苟も人を教育すといふは、心と体と二つながら併せて教育することにして、心のみ重に教育し、体育を軽視するは、既に偏せりといふべし。故に体育を以て、心育の方便とはなす可らず、心と体とは両々相

待つて、人をなすものなり。而して心は知情意よりなるものなれば、其三育は並行してこそ、初めて心育の完成を望むべけれ。然らずんば、其完成得て望む可らず。知育を以て徳育の方便となすところのヘルバルトの教育学説は、奇抜にして一寸人気を惹くが如しといへとも、深く考察すれば、一家の独断説といふべきもの多し、蓋し人は健全の身体を具へ、明智を得、高等なる情緒を抱き、確固たる意志を有するを以て、上乘となす。其は兎に角に、人の幼少なるに当てや、最も体育を重んずべきものにて、縦し徳育を施さんも、直覚的良心を養成するに過ぎず、理性的の徳育に至ては、中年初めて施すべし、ヘルバルトの所謂監護は、幼時の身体教育を言ふところあれど、未だ明に述べるところなし。^[63]

これらのヘルバルト派批判に対して、谷本富は、『教育時論』に「ヘルバルトの教育学に関する謬見を駁す」（明治28年）との論文を寄せ、反論を加えている。

そのなかで谷本は、ヘルバルト派が体育を教育領域から排除しているとの解釈は誤解にすぎないと、次のように擁護している。

「ヘルバルト学派豈に金甌無欠ならんや、瑕瑾固よりあり。就中従来人の最も着目する者は、其体育を教育事業の外に措くにある。（中略）余も亦少くも之れを以て一大欠点なりとするに同意せざるにあらず、然れどもヘルバルト決して体育を無用なりと蔑視する者にあらず。唯だ是れは寧医師に委ねるべき者にして、教育家と医師と相まつべき所なりとせるなり。尚且つヘルバルト派の学校なればとて、体操を課せずなど云ふ愚はあらざるなり。或は曰く、ヘルバルト自ら蒲柳孱弱の質なりければ、体育を疏んぜしなりと、固より取るに足らざる説なり。さすが其文学士は斯かる愚論をなさず、唯曰く『体育を以て徳育の一方便と見るが如き気味あるは缺点なるべし』と。凡そヘルバルト学派にては徳育を以て教育の目的とし、一切の学科皆な其の方便とす。何ぞ一体育のみに限らんや。智育も亦然り。是れ何の不可あらん。抑々人の人たる所は徳にあり。若し体力にして徳以外に全然独立せんとすれば、开は禽獸の勢力とならん。斯の如きは反りて悪るし。畢竟智徳体の三育など云ふ古説に慣れたる人の、十分に斯学の所説を会得せずして、門外見をなす者の、不思議がるに過ぎざるのみ。^[64]

谷本のこうした強弁とも受け取れる反論にもかかわらず、明治30年代に入りヘルバルト派批判は、具体的な運動としての様相を呈するようになった。

松本貢は、「教育学上ノ疑問（主トシテヘルバルト派ノ教育学説）」（明治30年）という論稿で次のようにヘルバルト派教育理論を批判している。

松本は、まず明治以来ノルゼットの米国教授法、スペンサー、ジョホノット等のイギリス流の教授法を経て、ヘルバルト、ケルン等のドイツ流の教授法が移入されて今日に至っているが、果して、「今日ノ教育法ハ、完全無瑕ナリヤ否ヤ^[65]と疑問を投げかけ、ヘルバルト派崇拜の現実をこう批判した。

「未タ俄ニ賛同スルコト能ハサルモ、今日『ヘルバルト』派ノ教育説ガ、優勢ナルハ事実ナリト認ム、而シテ『ヘルバルト』派ノ教育法ノ流行ニ由リテ、従来缺点多カリシ、徳育ニ補益ヲ與ヘシコト少カラザルヲ確信ス、然レトモ、ヘルバルト教育法ノ長所ハ、徳育ニ重ヲ置クヲ以テ、其他ノ方法ニ於テモ、間然スル所ナシトハ、断スルコト能ハス、否一利一害ハ、数ノ免レサル所ニシテ、他ノ方面ニ於テハ、或ハ缺遺ノ点アルモノノ如シ、然ルニヘルバルト崇拜ノ教育家ハ、『ヘルバルト』ノ説ハ円満無瑕ニシテ、ヘルバルトノ説ト相容レザルモノハ、殆ント取ルニ足ラサルガ如ク、排斥セラルモノアリ、蓋シ所謂迷信ナルモノニハ非ラサル無キ乎。予ハ思フ『ヘルバルト』教育説モ、詮シ来レルハ、一長一短アリテ、之ヲ俄ニ施サンニハ、多少取捨スベキ所アルト、斯ク言バトテ、

予ハ『ヘルバルト』教育説ヲ排スルモノニアラス、或ル点ニ於テハ崇拜ノ一人ナルモ、其是ヲ是トシテ、益々宣揚シ、非ヲ非トシテ之ヲ斥ケ、取捨撰擇、以テ実施ニ応用シ、且ツ從來ノ教育方法ト、併セ用イテ、国民ニ適セシメラレン事ヲ望ムモノナリ、然ルニ、從來ノ教育方法ハ之ヲ不問ニ附シテ、只管新主義ノ流布ノミニ傾向スルハ、予ノ與ミスルコト能ハサルノ所ナリ。⁶⁶⁾

ヘルバルト派に対する松本の危惧は、品性の陶冶という教育目的にあった。

「『へるばると』ハ教育ノ目的ハ、品性陶冶ニアリトシ、智育体育ハ品性ノ陶冶ノ目的ヲ助成スル方便ニ供スルニ過キズト論断セラレタリ、此説ニ從ツテ教育ヲ施サンカ、教科ノ撰擇ハ品性陶冶ニ資スベキモノノミ撰ミ、品性陶冶ニ、資セサル教科ハ、之ヲ教フルノ必要ナカルベシ、此ノ如クニシテ能ク普通教育ノ目的、即チ生活上必須ナル知識ヲ有セシメラルヽヤ、且ツ品性陶冶が唯一ノ目的トスレバ無論専門教育、実業教育杯ハ、教育ノ目的ニ反スルモノトシ其生徒ガ他日実業ニ就ク志望ヲ抱クモノヲモ、遇抑セサルベカラス、果シテ然リトスレバ、教育ナルモノハ、毫モ国家ノ富強ト個人ノ福利トニ関係ヲ有セサルベシ。(中略)説ヲナスモノハ曰ク、智育ト云ヒ、体育ト云フモ、唯其名ヲ分ツノミ、詮ジ詰ムレバ、悉ク品性陶冶、即チ德育ニ包羅セラルヽモノナリ、故ニ『へるばると』ハ其名ヲ分タズシテ、其实ハ三育並行ヲ期スルモノナリ、現ニ『へるばると』主義ノ教育ヲ施ス学校ト雖、体育ヲ等閑ニ附セス体操ノ如キモ之ヲ課セリト、若シ然リトスレバ、從來唱ヘ来リシ三育ノ名ヲ堙滅スルノ必要何レニアル或者曰ク、教育学上ニ体育智育ト称スルハ妥当ナラズ故ニ之ヲ省クモノナリト、嗚呼是レ何ノ言ゾヤ、教育学ナルモノハ必竟際ノ必要ニ応テ、其説ヲ立ツルモノナリ、然ルニ学理ニ拘泥シテ實際ヲ犠牲ニ供セントスレバ、誰カ其愚ヲ笑ハサラン、是ニ因テ之ヲ願レバ『へるばると』ノ説ハ、諸君ノ言ノ如キニアラズシテ、必ズ他ニ深意アルナラン、其ノ深意ヲ窺測スルコト能ハサルハ『へるばると』ノ教育学ノ研究未タ不充分ナルニ由ル歟抑モ亦『へるばると』ノ教育学ハ、普通教育ノ範圍ヲ脱シテ所謂宗教的ニ偏スルニアラサル乎、⁶⁷⁾

そして松本は、ヘルバルト派の教育目的論は明らかに小学校令第一条の目的とは矛盾するものであり、また、その教授法である五段教授法は、「頗ル煩雜ニ涉リテ、徒ニ形式ノ未ニ拘々タルノ嫌アリ、蓋シ研究ノ足ラサルニ由ル歟、抑モ亦我ニ適切ナラサル歟、思フニ毎教科時間毎ニ、必ス五段ヲ要スルトハ、柱ニ膠スルノ類ニハ非サルカ、彼ノ習字体操唱歌裁縫手工ノ如キヲモ、五段ナラシメントスルハ、到底實際ニ適セサル論⁶⁸⁾であるが、しかし、これも「五段ヲ説クモノヽ咎ニアラズシテ、之ヲ応用スルモノヽ謬ナラン⁶⁹⁾とヘルバルト派教育理論の形式的、機械的応用を批判している。

ヘルバルト派の目的論、教授論をこのように批判した松本は、さらにヘルバルト派は「教育ハ、児童ノ身体ニ関セズシテ、其ノ精神ニ係ルナリ、約シテ之ヲ云ハバ、養育ハ、身体ヲ円成スル義ニシテ、教育ハ、精神ヲ円成スル義ナリト論ジ、身体教育ハ教育ニ非ズトノ意ヲホノメカサレタ⁷⁰⁾が、それにもかかわらず、チラーやライン等は、身体の健康や発達について何らの顧慮も加えていないと指摘している。

「『へるばると』ハ教育学上ニ体育ヲ説カス、之ヲ説カザルハ、何故ナルカ、(中略)『へるばると』ノ正統ヲ得タリトスル、『ケルン』『チラー』ノ説ヲ挙ゲバ、『へるばると』ノ主義ハ、推測セラルヘシ、『ケルン』ハ曰ク、教育ハ人の全部を目的とするものにあらず、故に身体教育と称するは、教育の語を濫用するものなり、教師は児童発達に留意すべき義務あるも、自ら身体発達の方法を知らずして可なり、故に教育者は医者ノ助けを借らざるべからざるも、自ら医者たるの必要なし、云々『チラー』ハ曰ク、教師は児童ノ精神ノ注意者たるべし、身体ノ注意者たるの必要なし、故に生理的教育を云々するが如きは、矛盾形容にして、論理上許さざる所なり、云々先ヅ『ケルン』ノ説ニ對シテ

難センニ、教育ハ人ノ全部ヲ目的トセザルトハ独断的見解ニ非ザルカ、又教師ハ身体発達ニ留意スベキ義務アルモ、身体発達ノ方法ヲ知ラズシテ可ナリトハ、矛盾ノ説ニアラズヤ、発達ノ方法ヲ知ラズシテ、争テカ発達ニ留意スルヲ得ン、(中略)『チラー』ノ説ニ対シテ言ハンニ、生理的教育ヲ云々スルハ、何故ニ矛盾ナルカ、又何故ニ論理上許サヽルモノナルカ、予輩ハ信ズ、論理ト實際トハ、相離ルベカラザルモノニシテ、實際ニ適セザル論理ハ、真ノ論理ヲナスニ足ラズト、即チ体育ヲ教育事業トスルヲ、論理ニ適セズトシテ之ヲ放棄スルトキハ、其影響ハ忽チ児童ニ及フハ瞭然タリ、若シ『チラー』ノ説ヲシテ論理ニ適スルモノトスレバ、体育ヲ主張スルモノハ、似而非教育家ニシテ、真ノ教育家ハ体育ニ無頓着ナルヲ可トスルニ至ラン、斯ル論理ハ、予輩ハ虚偽のナリト断ゼン、⁷¹⁾

そして、松本は、「右ノ理由ナルヲ以テ『へるばると』派ノ、『ケルン』及『チラー』等が、主張シタル如キ、身体ノ健養、及発達ノ事ヲ挙ゲテ、単ニ医師即チ疾病ヲ療治スルコトヲ知ルモ、人体ヲ発達セシムルコトヲ知ラザル者ニノミノ任スルハ不当且ツ愚ノ甚シキモノナリ、(中略)『へるばると』ノ教育主義ハ、必竟何等ノ人物ヲ養成セントスルモノナルカ、身体不健康ニテハ、道德モ智力モ施スニ由ナシ⁷²⁾と論難している。

松本が厳しくヘルバルト派を批判した背景には、ほかならぬ日清戦争以後における国際情勢に対する切迫した危機感があった。

彼は、「敢ヘテ問ハン『へるばると』ノ教育主義ニ依リテ養成セラレタルモノ果シテ社会ノ競争場裡ニ立チテ能ク福利ヲ獲得スベキヤ否ヤ思フニ道德ナルモノハ心意ノ放逸ヲ抑制シ、不良ノ悪念ヲ芟除シテ社会ノ安寧ヲ保チ交際ヲ円満ナラシムルニハ、最モ有効ナリト雖国家国民ノ福利ヲ獲得スルコトハ、得テ望ムベカラズ⁷³⁾とヘルバルト派の道德的品性の陶冶という目的論が人物の養成と国家的利益に及ぼす限界を指摘するとともに、国家的富強という立場から教育目的を明らかにすべきであるとの主張をしている。

「宇内今日ノ形勢ハ各国競フテ富彊ヲ画策シ此ニ後ルヽモノハ則チ日ニ削弱ニ就ク彼ノ英露ノ富強ハ決シテ道德ノ修練ニアラザルナリ、英仏ノ雄飛ハ決シテ倫理ニ原因セシニアラザルナリ、我が国今日ノ状勢ハ、戦勝ノ結果俄然トシテ国勢振興セシモ内未タ富強ノ計策緒ニ就カサルヲ以テ国勢振興ニ伴ヒ生スルノ弊ハ実ニ財政ノ困難ニアリ、財政ノ困難ハ生産力ノ缺乏ニアリ、生産力ノ缺乏ハ実ニ教育ノ不振ト其ノ方針可ナラサリシニ帰セラレルベカラズ、然ルニ智育体育ヲ疎外シ、実業的教育ヲ拒ムトキハ何ヲ以テカ国家ノ富強ノ個人ノ生産力ヲ増加スベキカ、是ヲ以テ予輩ハ国家ノ急需ト個人ノ生産力ヲ増加スルヨリ、教育ノ目的ヲ此ニ定ムヘキヲ説カントス、(中略)予輩が我が国今日ノ状勢ハ敢テ戦後ノ教育トシテ方針ヲ富強ノ資ニ供セントスルニアラズシテ、如何ナル時勢ニ拘ハラズシテ教育ノ目的ハ、国家ノ富強ヲ資スルモノナリト信ズルモノナリ、然ルニ一意専念道德ヲ以テ目的トスル教育ヲ施スハ、国家ノ需望ニ反スルモノニシテ、其結果ハ、進取ノ氣象ニ乏シク生産ヲ厭忌シ、遂ニ品性陶冶ハ、貧性陶冶ニ了ランヲ懸念セサルヲ得ズ、⁷⁴⁾

(4) 明治30年代の体育振興論

ヘルバルト派教育論批判には、絶えずこうした危機意識が強く働いていた。そうした危機意識は日露戦争前後における国民体育振興論、なかでも女子体育の振興論の展開となって現われていった。

明治30年から32年にかけて、しきりに女子体育論が紹介、論じられている。例えば、『東京茗溪会雑誌』には「女子の体操と礼法⁷⁵⁾ (奥村てい 明治30年)、「海外事情(アメリカの女子体育の紹介)⁷⁶⁾ (明治30年)、「女子体育に就きて⁷⁷⁾ (枝吉鶴 明治30年)、「女子の体操は如何にあるべきか⁷⁸⁾ (篠

田利英(明治30年)、「女子体育」⁽⁷⁹⁾(ヘルツ 三島通良訳 明治32年)等の論文が見られる。また、中央誌のみならず『信濃教育会雑誌』にも「女子の体育」⁽⁸⁰⁾(小林要三郎 明治31年)のほか、「体格検査ノ結果ニツキテノ私見」⁽⁸¹⁾(明治32年)、「論説 女子の体育と服装」⁽⁸²⁾(明治32年)、「女子体操時間増加ノ議」⁽⁸³⁾(小林要三郎 明治32年)、「女子服装と体育との関係」⁽⁸⁴⁾(渡辺敏 明治32年)等が散見される。

このほか藤田作之助は、「女子体育論」(明治31年)のなかで欧米列強に伍するために体力の向上と女子体育の振興を強調する一方、その立場からヘルバルト派教育論に批判を加えている。

藤田は、冒頭、日清戦争以後の優勝劣敗、弱肉強食という原理が支配する世界状況に対処するためには大和民族の体力の向上が急務であると云う。

「埤軸旋転西洋の第十九世紀將に終らんとし第二十世紀は眼前に迫れり世局は転々として推移し文明は益増進す然れども平和円満なる黄金時代は前途茫漠たり文明の先進国といひ世界歴史の特占者と自称する欧州列強は益其の暴横を逞しく虎視眈々或は相排斥し或は相同盟し権力の平衡を唱へては強ひて他の小弱国に干渉し近境の地既に其勢力を振ふに余地なきを以て遠く其の翼を極東の地に伸ばし些細なる口実を設けて強賊の奪掠を恣にせんとす優勝劣敗、弱肉強食の勢は何れの世にか停止すへき如之工業貿易等の智力的競争、所謂平和の戦争は今日より後激烈ならんとす此時に於て東洋の先進国たる我か大日本帝国は果して如何なる態度を取りて進へき明治二十七年の戦役以来世界の注目を受けたる大和民族は此の勢に辟易して袖手彼れ碧眼種のなす所傍観すべきか否是れ決して東方日出国の執るべき方針にあらざるへし猛然として此の激浪渦中に立ち儼然彼れ欧州列強と対峙し彼の暴横を制し彼の奪掠を禦き學術技芸工業貿易優に彼れ碧眼種と競して譲るなしを期せざるへからず戦後の経営を唱えて百事を膨張せしめたる亦是れなるべき然れとも此の競争場裡に立ちて他を圧せん其の武力を以てする智力を以てするを問はず必要缺くへからざる一要素あり国民の体力是なり夫れ人間の活力は身体を須ちて始めて活動す氣力の雄智識の敏も之を載行すべき身体にして堪へざらんには徒に座下の力芸に過ぎざるべし今爰に我が国民の体格を検せむに之れを欧米人に比して如何否之を支那朝鮮の人民に比して如何矮小は猶忍ふへし尪弱にして事に勝へざるを如何にせん夫の徴兵検査に甲種に属すべき体格を有する壯丁幾許かある今此の矮小尪弱なる体軀を以て激烈なる競争渦中に投じて果してよく百難に耐干艱を凌ぎ以て優勝を占むるを得べきか有望なる人士不幸にして中道に斃るゝもの幾許ぞ国民の身体を改善し之を匡救するは実に今日に必要な急務にあらずや」⁽⁸⁵⁾

そして、藤田は、「我が国民の体軀の此の如き矮小虚弱」の原因が女子の体格の矮小虚弱にあり、さらに教育領域から体育を放逐したヘルバルト派の教育理論にあると指弾している。

「女子虚弱の原因果して此の如しとせば此れ等の陋習悪癖を矯正せんには初等教育の時期殊に発情期に於て其の注意を誤り不良の習慣を附し身体の発達を害せんか終に回復すへからざるに至るへし初等教育に於ける体育は実に緊要缺くへからざるなり余は此に於てヘルバルト派の教育説を賛する能はずヘルバルトは教育に於て殆全く体育を度外に置き之を学校教育の部類に齒せるなり学説としての是非は暫論せざるも実際に於ては決して採るを得へからざるなり若し此の学説を實際に適用せんか国民は全く虚弱となり了すへし体育は教育中切要なる一部を占めざるへからず」⁽⁸⁶⁾

一方、豊田潔臣は、「身体虚弱ノ原因」(明治32年)なる論稿で「今日ノ大和民族ハ其体格強健ナルカ將タ虚弱ナルカトノ問ニ対シテハ残念ナガラ虚弱ナリ不健康ナリト答ヘザルヲ得ズ学校生徒モ一般人民モ共ニ眼病、肺病、腺病、脳病、耳疾ヲ患アルモノ多ク近来徴兵検査ノ結果ヲ聞クニ現役兵タルベキ健康体ヲ有スルモノハ殆ント三分ノ一ニシ就中甲種体格ノモノハ百人中僅二十五人ヲ越

エズト誰レカ之ヲ聞キテ寒心セザルモノアラン教育ニ従事スルモノ之が原因ヲ考ヘ救済ノ法ヲ講セスシテ可ナランヤ⁽⁸⁷⁾と述べ、身体虚弱、不健康の原因が「人口ノ増殖」、「社会進化」、「風習」、「早婚」、「運動ノ不足」、「女子ノ挙動作法」、「女子ノ衣類」等のほか、さらに学校における「校舎ノ不完全」、机、腰掛や「器具器械ノ不備」、易簡明を欠いた教科書、学科の過多、教師の衛生知識の欠如、児童に対する抑圧、教授法、教師養成等にあると指摘し、その一節で次のように述べている。

「第九教授法 五段教授法大流行ノ今日教授法ニ遺憾ナキガ如シトイヘトモ一般ノ教師未ダ其真意ヲ解セスシテ死法ニ拘泥スルモノ多ク殊ニ無資格教員多キ時代ナレハ授業ノ法ヲ知ラスシテ生徒ノ心力、体力ヲ徒費スルコト蓋シ少カラサルベシ

第十教師養成上ノ缺点 現時教師ヲ養成スルニ方リ生理衛生ノ智識ヲ授クルコト不十分ナルハ余ノ確ク信スル所ナリ検定試験ニ於テモ此智識ハ未ダ重要ナルモノタラズ教育学ノ試問中ニモ体育ニ関スルモノハ之ヲ見ルコト甚稀ナリトス

第十一体操教師 生徒ノ体育ニ最モ多ク関係スル体操教師ヲ見ヨ体育ヲ任スヘキ資格ヲ有スルモノハ実ニ少キニアラズヤ

第十二教育学書 出版多キ教育学ノ書中体育ヲ詳説スルモノアルカ余ハ不幸ニシテ未ダ之ヲ見ズ大低数枚ヲ体育ノ章ニ充ツルノミ而シテ其説ク所見ルニ足ラズ此ノ如キ教育学書ヲ繙クモノ体育ニ深く留意セサルハ偶然ニアラザルヘシ⁽⁸⁸⁾

（5）学校騒動と形式主義的教授法批判

ところで、ヘルバルト派教育論による形式的教授法の浸透は、子どもの身体を疎外する原因として指摘されるのみならず、教育全般にわたる詰込み教育、権威主義的な教授へと変質し、学校騒動の主要な因としても批判されていった。

川島庄一郎は、「学校騒動ノ原因」（明治32年）のなかで「余ノ狭キ観察ニヨレバ学校騒動ノ原因ハ職責上固ヨリ管理者ノ不能ノ範囲ヲ出ザルベシト雖モ徳義上必ズシモ校長ノ過失又ハ不徳不能ニ基クモノニアラズ又世人ノ一般ニ想フガ如ク操縦ニ基クニ必セズ⁽⁸⁹⁾と述べ、学校騒動は、実は形式主義的、画一主義的教授の結果にほかならないと云い、さらには修身科の形式的教授に対する批判にも及んでいる。

すなわち、「教授法不良ニシテ或ハ生徒ノ程度ニコエ或ハ分量ヲ過シ又ハ之カ伝達法親切ナラザルガ為真興味ノ一毫モ存スルコトナク所謂生徒ノ心ヲシテ倦マシムルコト」はなはだしく、また「中等教育ノ教授ハ単ニ教授ト見ルトモナホ大ニ改善スベキモノアルベシ余ノ考フル所ニヨレバ第一各科目モ耳学問ヲ廢シテ目ト手トノ学問トセザル可ラズ第二分量少クシテ其細目ニワタルヲ要ス第三分量ヲ重ネザルベカラズ特に修身科ナド往々程度モナク系統モナク第一年ヨリ末年マデ同ジ事ヲ同ジヤウニ講話スル風アリ如斯ハ明ニ興味ヲ廢スル所以ノ方法ニ反ス⁽⁹⁰⁾と。また原田中園は、「寄宿舎教育論」（明治32年）において森有礼以来の寄宿舎の兵式主義化に批判を向け、寄宿舎における規律が単なる体裁上のこととして形式化していると云う。

「寄宿舎ノ規律整頓ハ兵營ノ常ニ出師準備ノ為メニスルガ如キモノトハ大ニ趣ヲ異ニス、一吹ノ喇叭ニ暗夜ニ燈火ヲ假ラズシテ一物一片ノ齟齬違異ナク一瞬間ニ整装シ得ルガ如キ厳密ハ寄宿舎ノ要トセザル所ナリ、然ルニ世ニハ鍛練主義規律主義或ハ兵式主義ナルモノアリテ天下到ル處ニ行ハル、献身的熱成ヨリ茲ニ至リシモノナレバ或ハ大過ナル可シト雖、世間又ハ体裁ノ為メニ自己ノ都合ノ為メニ特ニ甚シキハ參觀人ノ為メニ上司ニ対シテ覚エ目出度カラシムルガ為メニ無数可憐ノ愛児ハ冷酷ナル規律厳密ナル整頓ノ為メニ殉死セントス、⁽⁹¹⁾

そして、原田は、寄宿舎制度を立憲的自治の能力を養成する機関に改造すべきであるとしている。

「独立ヲ欲シ自由ヲ求ムルハ人性ノ自然ナリ、平民的立憲的時代ニ於テ何ンゾ学生ノ独立ト自由トヲ案制スルヲ得可ケンヤ、立憲政治ノ要道ハ人民ノ自治ニアリ、自治ノ旨トスル所ハ人民ヲシテ其力ニ応ジ其能ニ適シテ国家事務ノ一部ヲ分擔セシムルニアリ、斯クノ如クシテ人民ハ其ノ責任義務ノ如何ヲ知り又国家生存発達ノ如何ヲ知ル可シ、立憲時代ノ立憲的国民ヲ養成する寄宿舎特ニ国家ノ元氣精粹原動力タル中等社会以上ノ学生ヲ教養スル寄宿舎ニ於テ自治ヲ行フハ実ニ至当ノ事ナリ、⁹²⁾

ま と め

明治30年代における諸々の体育振興論やヘルバルト派教育論批判、活動主義体育論はこの段階で興隆しつつあった社会的教育学との相乗作用によるものであった。

そして、これらの思想的な傾向は、明治30年代の後期から40年代にかけて新たな国民教育論の登場とともに、人格、身体の「修養」論へと転換していくのである。

補 註

- (1) 『教育時論』 第458号 明治31年1月5日 pp32~33
- (2) 同 前 p33
- (3) 「第十二議会に於ける教育問題(二)」同前誌 第473号 明治31年6月5日 pp20~21
- (4) 「全国尋常中学校長会議の概況(其二)」同前誌 第485号 明治31年10月5日 p24
- (5) 同 前 p24
- (6) 同 誌 第523号 10月25日
- (7) 同 誌 第524号 11月5日
- (8) 同 誌 第529号 12月25日
- (9) 同 誌 第530号 1月5日
- (10) 同 誌 第538号 3月25日
- (11) 同 誌 第539号 4月5日
- (12) 前掲誌 p63
- (13) 「久保田文相の演説」同前誌 第702号 明治37年10月15日 p35
- (14) 「久保田文相の女子体育談」同前誌 第706号 明治37年11月25日 p37
- (15) 同 前 p37
- (16) 同 前 p37
- (17) 「体操厲行の建議」第706号 明治37年11月25日 p38
- (18) 真行寺朗生 『近代日本体育史』 浅見文林堂 昭和10年 p156所収
- (19) 「井口氏体操科授業状況視察復命書」『教育公報』 第283号 真行寺朗生 前掲書 pp158~159所収
- (20) 「久保田文相の帝国教育会に於ける演説」『教育時論』 第745号 明治38年12月25日 p29
- (21) 同 前 p29
- (22) 同 前 p30
- (23) 同 前 p30
- (24) 「日露戦後の教育」全国教育者大集会編 『帝国六大教育家 附名家業談』 博文館 明治40年 pp171~172

こうした帝国主義的要求を具現した人物の陶冶という認識が一般的であったと云えよう。

「今日ノ大日本帝国ハ如何ニヒイキスルモ、貧弱ナル文明国ト云ハザルヲ得ズ之ヲ富強ナル文明国トナ

サンニハ実業固ヨリ必要ナルベシ軍備固ヨリ必要ナルベシ學術技芸モ固ヨリ必要ナルベシ然レドモ是等ノ実業軍備學術技芸ヲ進歩セシメ充塞セシムベキ人物ナクンバ何ヲ以テ之ヲ進歩セシメ充塞セシメンヤ然ラバ則人物製造ノ必要ハ実ニ必要ニシテ所謂急務中ノ急務ナリ」(広瀬四郎 「教育上ノ雜感」 『東京茗溪會雜誌』 第199号 明治32年8月20日 p26)との主張は、典型的であると云えよう。

- (25) 「附録 体操遊戯取調報告 文部省」 『教育時論』 第748号 明治39年1月25日 p1
- (26) 同 前 p1
- (27) 同 書 国光社 緒言 p3
- (28) 同 前 p14
- (29) 同 前 p337
- (30) 同 前 p338
- (31) 同 前 pp31~32
- (32) 同 前 p34 傍点引用者
- (33) 同 前 pp348~349
- (34) 同 前 pp347~348
- (35) 同 前 pp32~33
- (36) 「附録 体操遊戯取調報告 文部省」 前掲誌 p1
- (37) 川瀬は、『教育時論』でも「瑞典式体操法上・下」(同誌 第614号 明治35年5月5日 第615号 明治35年5月15日)として紹介、解説している。
- (38) 「体操遊戯に就て」 同前誌 第749号 明治39年2月5日 pp5~6
- (39) 「新体操法に就いて」 同前誌 第749号 明治39年2月5日 p4
- (40) 「我邦の体操界に対する希望(上)『普通教育に於ける体操取調報告』を読む」 同前誌 第768号 明治39年8月15日 pp21~22
- (41) 「附録 体操遊戯取調報告 文部省」 前掲誌 p1
- (42) 同 前 p10
- (43) 石山脩平 海後宗臣 梅根悟他編 『教育文化史大系 I』 金子書房 昭和28年 pp244 参照のこと
- (44) 同 前 p245
- (45) 同 前 p245
- (46) 同 誌 第480号 明治31年8月15日 pp35~36
- (47) 同前誌 第648号 明治36年4月15日 p39
- (48) 西脇英逸 「明治期近代外国思想の受容——ヘルバルト教育思想を中心として——」 『大阪教育大学紀要』 第21巻 第IV部門 昭和47年 参照のこと
- (49) 藤原喜代蔵 『明治・大正・昭和教育思想学説人物史』 第2巻 東亜政経社 昭和8年 p289
- (50) 「明治29年の教育小史」 『教育時論』 第421号 明治29年12月25日 p9
- (51) 同 前 p9
- (52) 同 書 金港堂 明治26年 p3
- (53) 稲垣忠彦 『明治教授理論史研究』 評論社 昭和41年 p182
- (54) 西脇英逸 前掲紀要 p17
- (55) 「ヘルバルトの教育学を論ず(上)」 同誌 第374号 明治28年8月5日 p5
- (56) 「小学教師のヘルバルト派に対する泣言」 同前誌 第407号 明治29年8月5日 p13
- (57) 藤原喜代蔵 前掲書 第2巻 pp291~292
- (58) 「小学教師のヘルバルト派に対する泣言」 同 誌 第407号 明治29年8月5日 p13
- (59) 「教授上の混乱時代」 同 誌 第406号 明治29年7月25日 p12

『教育五十年史』(国民教育奨励会編 大正11年)も「これは嘘のやうなことであるが、或る教育熱心な郡長が、小学校を巡視した際に、校長に五段教授法を行ってゐるかと問うたら、校長は隙さず即座に御覧の通りの小規模の学校でありますれば、當分三段で済まして居りますと答へて、大いに郡長御感に與つたといふ話さえ伝はっている。かうなると、もうヘルバルト主義も真剣味を失うて、人心はそれと離れて他に何か新しいものを求めるやうになる」(同書 p185)と伝えている。

- (60) 久木幸男 鈴木英一 今野喜清編著 『日本教育論争史録』 第 2 卷 第一法規 昭和55年 pp109~110
(61) 同誌 第358号 明治28年 3月25日 p28
(62) 同前誌 第366号 明治28年 6月15日 p12
(63) 同前 p12
(64) 同前誌 第361号 明治28年 4月15日 p13
(65) 「其一」 『東京茗溪会雑誌』 第178号 明治30年11月20日 pp 6 ~ 7
(66) 同前 p 7
(67) 「其三」 同前誌 第181号 明治31年 2月20日 pp15~16
(68) 「其二」 同前誌 第179号 明治30年12月20日 p 3
(69) 同前 p 3
(70) 「其四」 同前誌 第182号 明治31年 3月20日 p 8 傍点松本
(71) 同前 pp13~14
(72) 同前 pp14~15 傍点松本
(73) 「其三」 前掲誌 p17
(74) 同前 pp17~18
(75) 同誌 第173号 明治30年 6月20日
(76) 同誌 第173号 明治30年 6月20日
(77) 同誌 第175号 明治30年 8月20日
(78) 同誌 第175号 明治30年 8月20日
(79) 同誌 第198号 明治32年 8月20日
(80) 同誌 第137号 明治31年 2月25日
(81) 同誌 第148号 明治32年 1月25日, 第149号 明治32年 2月25日
(82) 同誌 第154号 明治32年 7月25日
(83) 同誌 第155号 明治32年 8月25日
(84) 同誌 第156号 明治32年 9月25日
(85) 『東京茗溪会雑誌』 第190号 明治31年 1月28日 pp 9 ~ 10
(86) 同前 pp11~12
(87) 同前誌 第203号 明治32年12月20日 pp 2 ~ 3
(88) 同前 pp 7 ~ 8
(89) 同前誌 第198号 明治32年 8月20日 p12
(90) 同前 p12
(91) 同前誌 第198号 明治32年 8月20日 p18
(92) 同前 p19

参考文献

- 小原国芳編 『日本新教育百年史』 第 1 卷 玉川大学出版部 昭和45年
鳥取市教育委員会編 『鳥取市教育百年史』 昭和49年
文部省大臣官房調査統計課編 『人物を中心とした 教育郷土史』 帝国地方行政学会 昭和47年

(昭和 60 年 4 月 15 日受理)

